

海浜活動事故調査報告書

平成 21年 8月 31日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立大隅青少年自然の家

目 次

はじめに	1
1. 大隅青少年自然の家における事故の概略	2
(1) 事故発生日	
(2) 場所	
(3) 潮汐	
(4) 気象	
(5) 事故の概略	
(6) 事故発生現場の様子	
(7) 救助時の様子	
2. 大隅青少年自然の家における海浜活動の概要	6
(1) 海浜活動の実施回数（年間）	
(2) 海浜活動の指導内容	
(3) 活動の実施の判断	
(4) 海浜活動における安全確認の方法と活動中の監視体制	
3. 当日の海浜活動の概要	8
(1) 各学校が予定していたプログラムと実際に実施したプログラム	
(2) 当日実施した各学校の出艇までの導入指導の内容	
4. 事故発生の経緯とその後	10
(1) 日時	
(2) 場所	
(3) 当日の気象条件	
(4) 海浜活動を行った団体と活動の概要	
(5) 事故に関わった主な職員と指導員の役割	
(6) 事故発生の経緯（概略）	
(7) 事故発生の経緯（詳細）	
(8) 病院搬送者の状況	
5. 事故における原因・問題点とその改善策	19
(1) 責任者が不明確であったことの問題	
(2) 気象・海象情報の入手方法上の問題	
(3) 気象・海洋情報の変化の把握上の問題	
(4) 活動の実施の判断・中止の判断上の問題	
(5) 監視体制上の問題	
(6) 海浜活動の受入れ人数の制限上の問題	
(7) スタッフの連絡体制上の問題	
(8) 活動時間上の問題	
(9) 導入指導及び指導内容上の問題	
(10) 救助体制上の問題	
(11) 海上保安庁への要請上の問題	
(12) 活動記録上の問題	
(13) 職員研修上の問題	
6. 事故調査結果のまとめ及び今後の取り組み	30
(1) 事故の原因	
(2) 事故の原因に対する改善策	
(3) 今後の取り組み	
おわりに	32

(資 料)

資料 1	事故当日の気象 (気象庁ホームページ「気象統計情報」)	34
資料 2	事故当日の気圧配置図(北海道放送ホームページ「専門天気図アーカイブ」気象庁発表)	35
資料 3	海浜活動の実施について (おおすみくん家「活動の手引き」平成 20 年 3 月)	36
資料 4	カヌー体験 (おおすみくん家「活動の手引き」平成 20 年 3 月)	37
資料 5	いかだ体験 (おおすみくん家「活動の手引き」平成 20 年 3 月)	38
資料 6	新城海の家の利用 (「利用案内」平成 20 年 4 月)	39
資料 7	海浜活動「カヌー体験」安全対策マニュアル	40
資料 8	海浜活動記録簿	46
資料 9	海浜活動開始前チェックリスト	48
資料 10	海浜活動用具等点検簿	49
資料 11	海浜活動安全指導の流れ図	50
資料 12	海浜活動連絡等系統図	51
資料 13	海浜活動緊急時の対応図	52
資料 14	緊急連絡先等一覧	53
資料 15	海浜活動事故防止協議会規定	54
資料 16	同委員名簿	55
資料 17	団体からの意見提出	56

はじめに

平成 21 年 5 月 27 日、当施設の新城海の家において、鹿屋中学校生徒 54 名がカヌー、田崎小学校児童 42 名がいかだの活動中、強風に煽られたカヌーやいかだが沖に流され、そのうちカヌーの 4 名の方が一時行方不明になるという事故が起きてしまいました。また、カヌーは多数が転覆するなど、被害に遭われた児童・生徒の皆様大変恐い思いやつらい思いをさせていただきましたこと、保護者の皆様、活動に参加された小・中学校の教職員の皆様に多大なる御心労をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当施設では、6 月 1 日に安全対策チームを設置し、事故に至るまでの経緯を詳細に検証することで事故の原因を究明してきたところですが、このような取り返しのつかない事故を起こしてしまったことや事故後の対応において、危機管理体制の不備など多くの反省点や課題が明らかになってきました。

そうした中、当施設では、利用者が安全に利用できるように、また、二度とこのような事故を起こさないためにも、関係者から聴き取りを行ない、事故の発生経過と問題点、改善の方向性について概略をまとめました。

そして、これらを基に、さらに事故の検証や問題点、改善策について、有識者による第三者委員会からご意見ご指導をいただくとともに関係機関とも協議させていただいた上で、このような事故を二度と起こさないという強い決意と誓いをもって、ここにご報告するものであります。

平成 21 年 8 月 31 日

国立大隅青少年自然の家
所長 高橋 伸一

1. 大隅青少年自然の家における事故の概略

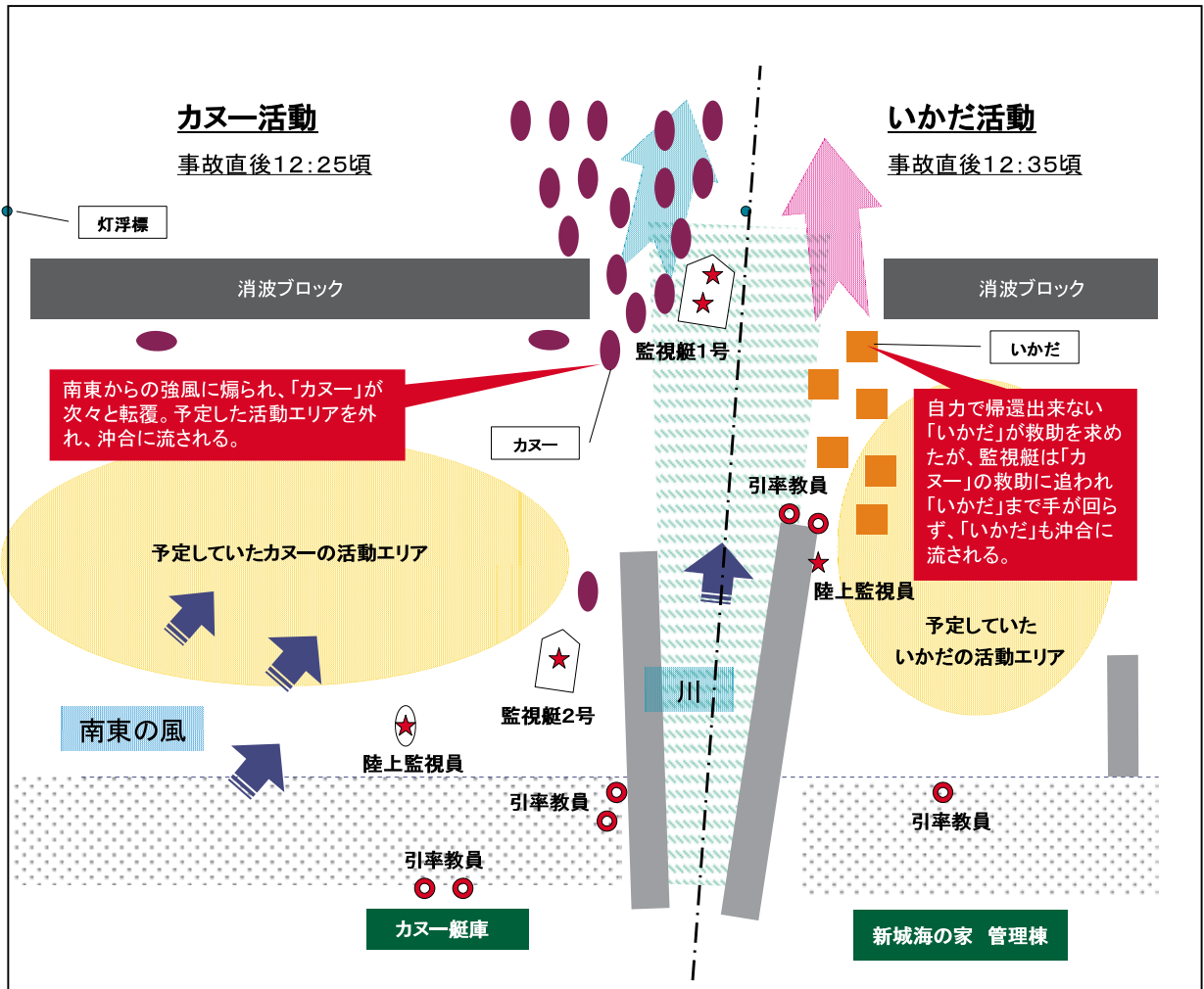
- (1) 事故発生日 平成 21 年 5 月 27 日 (水)
 (2) 場 所 国立大隅青少年自然の家 新城海の家
 (3) 潮 汐 中潮 (満潮) 8 時 22 分 (干潮) 15 時 13 分
 (4) 気 象 [天候] くもり [降雨] 無 [風向] 北北東 [風速] 7.9m/s (最大瞬間風速)13.2 m/s
 [波] 沖合(約 5km)は白波 浜寄り (消波ブロック内) は風
 [警報等] 雷注意報 (5 時 14 分発令)
 強風・波浪注意報 (11 時 10 分発令)
 海上強風警報 (5 時 40 分発令)

※平成 21 年 5 月 27 日 12 時現在

(5) 事故の概略

事項	鹿屋市立鹿屋中学校	鹿屋市立田崎小学校
利用者数	106 名 (活動人数 54 名)	95 名 (活動人数 42 名)
出艇数	カヌー 19 艇	いかだ 6 枚
導入指導者	職員 1 名	職員 1 名
監視艇	(監視艇 1 号) 職員 1 名, 指導員 1 名	(監視艇 2 号) 職員 1 名
出艇時刻	12 時 20 分頃	12 時 30 分頃
事故発生時刻	12 時 21 分頃	12 時 35 分頃
無事を確認した時刻	14 時 20 分頃	13 時 40 分頃
救助された人数	(監視艇 1・2 号による救助) 38 名 (自力での帰還) 3 名 (消波ブロックへの避難) 9 名 (巡視艇による救助) 4 名	(監視艇 1・3 号による救助) 21 名 (漁船による救助) 21 名
事故発生の経緯と救助	<p>(12 時 21 分頃～)</p> <p>○出艇直後、強風に煽られ、カヌーが流され始め、消波ブロック付近で次々と転覆し、沖に流される。</p> <p>○監視艇 1 号が救助を始めたものの、数の多さに全てを救助しきれず、監視艇 2 号も加わり、救助に当たる。</p> <p>(13 時 00 分頃～)</p> <p>○近所の住民の通報により、海上保安庁等関係諸機関が救助に加わる。</p> <p>(13 時 50 分頃～)</p> <p>○人数確認の結果、4 名の行方不明が判明。海上保安庁のヘリや巡視艇で捜索を開始。</p> <p>(14 時 05 分頃)</p> <p>○海上保安庁の巡視艇が沖合 3.5km 付近で遭難者 4 名を発見、救助。</p> <p>(14 時 20 分頃)</p> <p>○遭難者 4 名の救助によって、全員の無事が確認される。</p>	<p>(12 時 35 分頃～)</p> <p>○出艇後、強風に煽られ流され始め、消波ブロック内ではあったが自力で浜に戻ることが出来なくなった一番沖のいかだ 1 枚がオールを上げて助けを求める。</p> <p>○監視艇がカヌーの救助に当たっていたため、救助の初動が遅れ、その間に次々と消波ブロックの外に流される。</p> <p>(13 時 15 分頃～)</p> <p>○自然の家本館から応援に来た職員が監視艇 3 号に消防署員 2 名と同乗し、救助に当たる。</p> <p>○近隣の漁協から応援に駆けつけた漁船 2 隻とカヌーの救助を終えた監視艇 1 号が救助に加わる。</p> <p>(13 時 40 分頃)</p> <p>○全員の無事が確認される。</p>

(6) 事故発生現場の様子



(風向について)

事故当日、鹿屋地点で観測された風向(12時)は北北東であったが(p10を参照)、活動エリアに南東の風が吹き始めた理由としては、高隈山系に向かって吹いていた北北東の風が地形の影響を受けて馬形川(上記に表示の川)に流れ込み、河口付近の活動エリア一帯に吹き込んだものと推測する。

【カヌーの活動エリアの様子】(6月2日撮影)



カヌーの活動エリア(写真 左・右)

【いかだの活動エリアの様子】（6月2日撮影）



いかだの活動エリア（写真 左・右）

【活動に使用した主な用具】



カヌー



いかだ（フロートなし）

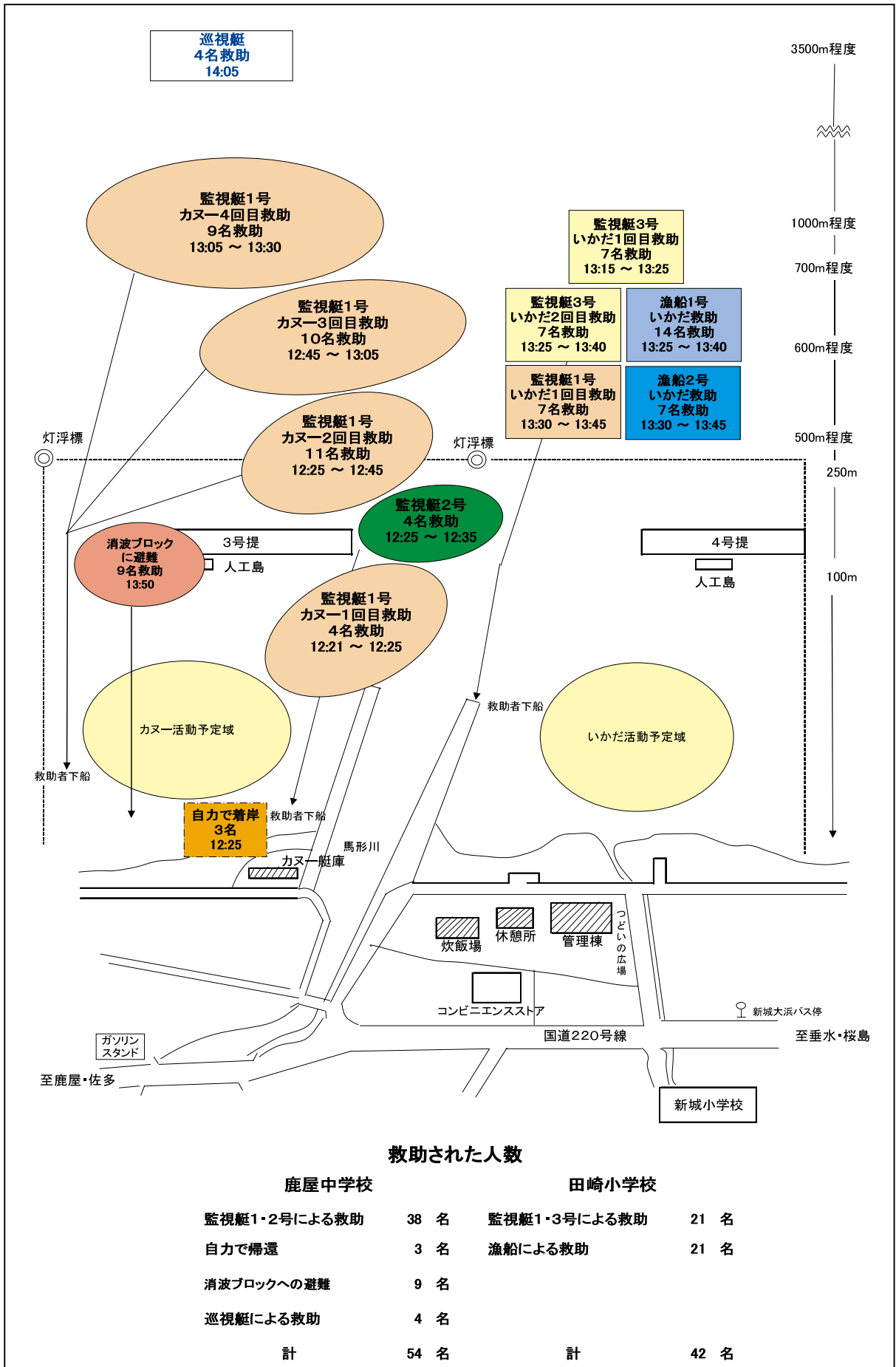


パドル



ライフジャケット

(7) 救助時の様子



2. 大隅青少年自然の家における海浜活動の概要

(1) 海浜活動の実施回数（年間）

主な海浜活動	平成20年度	平成21年度
カヌー体験	48回	12回
ゴムボート体験	28回	3回
いかだ体験	14回	2回
計	90回	17回

※1 活動可能期間…毎年5月1日～10月31日

※2 平成21年度実績…平成21年5月27日までの集計

(2) 海浜活動の指導内容

カヌー・いかだの導入指導は、主に陸上監視の担当の職員が実施している。通常、実施している指導内容は以下のとおりである。

【カヌー体験活動の場合】

- ① 参加者の人数や体調等の確認
- ② ライフジャケット、マリンスーツの着用方法の説明と確認
※特に、股下ベルトの着用を確認する（完了次第、カヌー艇庫へ移動）。
- ③ バディの意味の説明とバディ数の確認
※身長・体重を考慮し、2名又は3名でバディを組むよう指導する。
- ④ 使用するカヌーとパドルの運搬（カヌー艇庫から浜へ移動）
- ⑤ アイスブレイキング
※ライフジャケットを着用して海に入り、実際に浮力を体験することで、活動中に溺れる心配がないことを確認し、水に対する恐怖心を取り除けるよう指導する。
- ⑥ パドルの操作方法の説明と陸上での操船練習の指導
- ⑦ 出艇及び着艇方法の説明と指導
- ⑧ 活動中の注意事項（活動エリアや助けを求める時の方法等）の説明
- ⑨ 出艇（艇が安定するまで声かけで指導）
- ⑩ 活動の監視
- ⑪ 着艇
- ⑫ 用具の後片付け

【いかだ体験活動の場合】

- ① 参加者の人数や体調等の確認
- ② ライフジャケット、マリンスーツの着用方法の説明と確認
※特に、股下ベルトの着用を確認する。
- ③ グループの確認
※身長・体重を考慮し、8人～10人でグループを作るよう指導する。
- ④ 使用するいかだの骨組みとフロート、取付用ロープ、オールの準備
- ⑤ いかだの組立ての説明と指導
- ⑥ オールの操作方法の説明と陸上での操船練習の指導

- ⑦ いかだの運搬（管理棟から浜へ移動）
- ⑧ いかだの乗り方の説明と指導
- ⑨ アイスブレイキング
 - ※ライフジャケットを着用して海に入り、実際に浮力を体験することで、活動中に溺れる心配がないことを確認し、水に対する恐怖心を取り除けるよう指導する。
- ⑩ いかだの出艇及び着艇方法の説明と指導
- ⑪ 活動中の注意事項（活動エリアや助けを求める時の方法等）の説明
- ⑫ 出艇（いかだが安定するまで声かけ指導）
- ⑬ 活動の監視
- ⑭ 着艇
- ⑮ 用具の後片付け

（3）活動の実施の判断

活動の当日、自然の家本館にて収集した気象情報（気象庁ホームページ等インターネットによる情報、自然の家本館に設置された雷感知機による雷発生歴及び落雷危険度等情報）と、海の家（現地）から報告された目視及び体感で得た活動エリア周辺の情報を総合的に検討し、海浜活動の実施の可否を判断する。

その際、気象情報で「警報」が出ている場合又は雷感知機の落雷危険度が「3」以上（周囲 40km 圏内を感知、危険度が高い場合の表示は「4」）の場合は中止とする。また、「注意報」が出ている場合、雷感知機の落雷危険度が「2」の場合、天候が悪い場合又は天候が悪くなると予想される場合は更に慎重に検討し、海浜活動の実施の可否を判断する。

実施の可否について判断した後は、その結果を海の家に連絡。海の家にいる職員は、利用団体が海の家に着後、その時点の気象・海象等を勘案しながら団体の引率者と協議し、活動の実施の可否について最終的な判断を行う。

実施の可否を判断する時期は、基本的に以下の3回である。

- ① 活動場所への移動開始時刻又は入所時刻のどちらか 30 分前
- ② 活動場所への移動開始直前又は入所手続き時
- ③ 活動開始 30 分前

（4）海浜活動における安全確認の方法と活動中の監視体制

カヌー・いかだ・ゴムボートにおける安全確認の方法と活動中の監視体制は、以下を共通事項として実施している。

- ① 活動エリアの波や風等の状況を目視及び体感により把握。海上及び陸上の安全確認
- ② 陸上監視（導入指導含む）及び海上監視の担当職員の決定
- ③ 無線機（陸上監視を担当する職員）、トランシーバー（全員）による通信手段の確保
- ④ 監視艇（予備艇も含む）の点検（海上監視を担当する職員が実施）
- ⑤ 監視艇の艇数及び配置の確認
 - ※原則として、2つの団体又は2種目以上の活動を同時に実施する場合は、監視艇を2艇以上配置する。
- ⑥ 監視艇の海上試走による活動エリアの状況の再確認
 - ※事前情報と異なった場合、再度協議を行う。

3. 当日の海浜活動の概要

(1) 各学校が予定していたプログラムと実際に実施したプログラム

当日、海浜活動を実施した陵南中学校、鹿屋中学校、田崎小学校の予定していたプログラムと実際に行ったプログラムの概要は以下のとおりである。

なお、鹿屋中学校と田崎小学校は、当初予定していた活動開始時刻より大幅に遅れて活動を開始している。鹿屋中学校は、9時に本館で入所式を行い、荷物を宿泊室に置いてからの移動であり、また、田崎小学校は、宿泊室の清掃のやり直しや海浜活動の準備に時間が掛かっており、両校とも徒歩で海の家に移動していたため、海の家への到着が遅くなったものである。

① 霧島市立陵南中学校

事 項	予 定	実 際
海の家までの交通手段	バス（海の家へ直接）	バス（海の家へ直接）
海浜活動	いかだ・カヌー	いかだのみ実施
活動開始時刻	10時00分	10時10分頃
活動終了時刻	12時00分	12時00分頃
海浜活動終了後の予定	カヌー・野営（宿泊）	いかだ終了後退所

② 鹿屋市立鹿屋中学校

事 項	予 定	実 際
海の家までの交通手段	徒歩（本館から）	徒歩（本館から）
海浜活動	カヌー	カヌー
活動開始時刻	10時00分	11時40分頃
活動終了時刻	15時00分	事故のため中止
海浜活動終了後の予定	本館へ徒歩で移動	退所

③ 鹿屋市立田崎小学校

事 項	予 定	実 際
海の家までの交通手段	徒歩（本館から）	徒歩（本館から）
海浜活動	ゴムボート	いかだに変更
活動開始時刻	10時00分	12時00分頃
活動終了時刻	12時00分	事故のため中止
海浜活動終了後の予定	昼食・感想文・退所	退所

(2) 当日実施した各学校の出艇までの導入指導の内容

事故当日、出艇する前に導入指導した内容は以下のとおりである。通常の導入指導（p6を参照）では、アイスブレイキングを行うことになっているが、当日は活動開始が遅れたためアイスブレイキングの指導を行っていなかった。

	霧島市立陵南中学校	鹿屋市立鹿屋中学校	鹿屋市立田崎小学校
導入開始	10時10分頃	11時40分頃	12時00分頃
活動人数	24名	54名	42名
指導内容	①ライフジャケットの着用方法と着用確認 ・自分の身体に合ったものを選ぶこと。 ・ファスナー、バックル、ベルトを確実に締めること。 ・活動が全て終了するまでは絶対に脱がないこと。 ②いかだの組立て方（1枚を見本にして指導） ③オールの操作方法 ・水の掻き方 ・曲がり方 ・助けを求める時の合図 ④活動エリアの確認 ・消波ブロックの手前まで。 ・消波ブロックまで行ってしまったら戻ってくること。 ⑤座る位置を説明 ⑥出艇指導（10時50分頃）	①ライフジャケットの着用方法と着用確認 ・自分の身体に合ったものを選ぶこと。 ・ファスナー、バックル、ベルトを確実に締めること。 ・活動が全て終了するまでは絶対に脱がないこと。 ②バディの説明と指導 ・2人又は3人一組でバディを作り、人数の確認を行う。 ③活動エリアの確認 ・消波ブロックの手前まで。 ・右側の堤防に近づかないこと。 ・左側の漁船の方まで近づかないこと。 ④カヌーの使用法（カヌー1艇を使って指導） ・座る位置 ・ドレンコック ⑤パドルの操作方法 ・曲がり方 ・助けを求める時の合図 ・乗船・下船の方法 ⑥出艇指導（12時20分頃） ・浜と平行に漕ぐように指示	①いかだの組立て方（1枚を見本にして指導） ②ライフジャケットの着用方法と着用確認 ・自分の身体に合ったものを選ぶこと。 ・ファスナー、バックル、ベルトを確実に締めること。 ・活動が全て終了するまでは絶対に脱がないこと。 ③オールの操作方法 ・水の掻き方 ・曲がり方 ・助けを求める時の合図 ④活動エリアの確認 ・消波ブロックの手前まで。 ・消波ブロックまで行ってしまったら戻ってくること。 ⑤座る位置を説明 ⑥出艇指導（12時30分頃）

4. 事故発生の際とその後

(1) 日時

平成 21 年 5 月 27 日 (水)

(2) 場所

国立大隅青少年自然の家 新城海の家

(住所) 鹿児島県垂水市新城字内田 4011-5

(3) 当日の気象条件

[天候] くもり

[潮汐] 中潮 (満潮) 8 時 22 分 (干潮) 15 時 13 分

[気温, 風速, 風向] (鹿屋地点: 9 時~15 時)

時間	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時
気温 (°C)	16.9	16.6	17.2	17.3	16.8	16.7	16.4
風速 (m/s)	7.0	7.7	6.5	7.9	9.2	8.3	7.5
(最大瞬間風速)	(10.2)	(12.1)	(11.2)	(13.2)	(15.5)	(12.5)	(12.7)
風向 (16 方位)	北北東	北北東	北北東	北東	北北東	北北東	北北東

※ 上記の表は、気象庁ホームページ「気象統計情報」を基に作成。

※ 事故当日、現地では南東の風が吹き始めた (理由は p3 を参照)。

[警報・注意報・海上警報]

(大隅地方)

5 月 27 日 5 時 14 分 雷注意報 (発令)

11 時 10 分 雷注意報 (継続), 強風・波浪注意報 (発令)

5 月 28 日 3 時 57 分 雷注意報 (継続), 暴風・波浪警報へ切替

(鹿児島海域)

5 月 26 日 17 時 35 分 海上風警報 (発令)

5 月 27 日 5 時 40 分 海上強風警報へ切替

17 時 45 分 海上暴風警報へ切替

※ 鹿児島海域の海上警報は、鹿児島県南の海域で主に外洋を航行する船舶に対する警報である。

(4) 海浜活動を行った団体と活動の概要

	霧島市立陵南中学校	鹿屋市立鹿屋中学校	鹿屋市立田崎小学校
利用者数	41名	106名	95名
活動種目	いかだ	カヌー	いかだ
活動人数	24名	54名	42名
出艇数 (乗船員数)	いかだ3枚 (1枚につき8名)	カヌー19艇 (3名17艇, 2名1艇, 1名1艇)	いかだ6枚 (1枚につき7名)
開始時刻	10時10分頃	11時40分頃	12時00分頃
出艇時刻	10時50分頃	12時20分頃	12時30分頃
終了時刻	12時00分頃	—	—
事故の発生時刻	—	12時21分頃	12時35分頃
安全が確認された時刻	—	14時20分頃	13時40分頃

(5) 事故に関わった主な職員と指導員の役割

職員	勤務年数	主な役割
職員A	3年	気象情報の収集・確認, 現地救助応援
職員B	1年	前日宿直者(当日の朝の現地情報の収集・報告) いかだ活動(陵南中学校・田崎小学校)の導入指導・陸上監視
職員C	2年	いかだ活動(陵南中学校)・カヌー活動(鹿屋中学校)の導入指導・陸上監視
職員D	2年	いかだ活動・カヌー活動の海上監視(監視艇2号)
職員E	2年	いかだ活動・カヌー活動の海上監視(監視艇1号)
職員F	4年	現地救助応援(監視艇3号)
指導員	—	いかだ活動・カヌー活動の海上監視(監視艇1号)

(6) 事故発生の経緯 (概略)

※下記の時刻はおおよその時刻のため、実際の時刻とは多少前後している場合がある。

時刻	経緯			
	陵南中学校	鹿屋中学校	田崎小学校	自然の家への要請・連絡等
8時50分頃		○活動の実施の確認 (入所手続き完了後、 海の家へ移動。)		○気象情報等の確認と活 動実施の判断
9時00分頃			○活動の実施の確認 (退所手続き完了後、 海の家へ移動。)	
9時25分頃				○気象情報等の再確認 ○活動内容の変更の判断
9時35分頃	○海の家に到着 出会いのつどい 活動準備			
9時40分頃				○現地スタッフによる 活動実施の判断 (実施可能と判断)
10時10分頃	○いかだ活動の開始			
10時50分頃	○いかだの出艇			
11時00分頃			○海の家に到着 活動準備	
11時05分頃		○海の家に到着 活動準備		
11時40分頃		○カヌー活動の開始		
11時45分頃	○いかだの曳航の開始			
12時00分頃	○いかだ活動の終了		○いかだ活動の開始	
12時20分頃		○カヌーの出艇		
12時21分頃		○カヌーの事故発生		
		○監視艇1号によるカ ヌーの救助(1回目) (4名救助)		
		○自力での帰還(3名)		
		○カヌーによる避難 指示・確保		
12時30分頃		○監視艇2号によるカ ヌーの救助 (4名救助)	○いかだの出艇	
12時35分頃		○監視艇1号によるカ ヌーの救助(2回目) (11名救助)	○いかだの事故発生	○鹿屋中学校引率教員か らの救助要請(1回目)
12時40分頃				○鹿屋中学校引率教員か らの救助要請(2回目)
12時45分頃		○監視艇2号の転覆		○鹿屋中学校引率教員か らの救助要請(3回目)

時刻	経緯			
	陵南中学校	鹿屋中学校	田崎小学校	自然の家への要請・連絡等
12時50分頃				○鹿屋中学校引率教員からの救助要請(4回目)
12時55分頃		○監視艇1号によるカヌーの救助(3回目)		○応援職員の到着
13時00分頃		(10名救助)		○消防から自然の家を確認の連絡
				○海上保安庁から自然の家に出動の連絡
				○警察から自然の家に出動の連絡
13時06分頃				○消防の到着
				○応援職員の追加要請
13時15分頃		○監視艇1号によるカヌーの救助(4回目)	○監視艇3号の出艇	
13時20分頃		(9名救助)	○監視艇3号によるいかだの救助(1回目)	
			7名救助	
13時30分頃			○監視艇3号によるいかだの救助(2回目)	○監視艇1号への指示
			7名救助	
			○漁船1号によるいかだの救助	
			14名救助	
13時35分頃			○監視艇1号によるいかだの救助(5回目)	
			7名救助	
			○漁船2号によるいかだの救助	
			7名救助	
13時40分頃			○田崎小学校の児童の無事の確認	
13時50分頃		○行方不明者の捜索		
		○消波ブロックに避難した9名の救助		
13時55分頃		○行方不明者の確認		
14時05分頃		○行方不明者4名の救助		
14時20分頃		○鹿屋中学校の生徒の無事の連絡		
14時40分頃				○事故の事情聴取
15時00分頃				○事故の現場検証

(7) 事故発生の経緯（詳細） ※下記の時刻はおおよその時刻のため、実際の時刻とは多少前後している場合がある。

時刻	経緯
8時50分頃	<p>[気象情報等の確認と活動実施の判断]</p> <p>自然の家本館（以下、「本館」という。）にいた職員Aは、インターネットで気象情報（天気概況，時系列予報，警報・注意報の有無）を取得し，雷感知機での雷発生歴（本館周囲40km圏内・過去45分間）が無いことを確認した後，新城海の家（以下、「現地」という。）にいた職員Bから，目視と体感で観測した活動エリア周辺の現在の状況は、波は凧，風は微風，降雨は無しという情報を得て，現時点では実施可能であると判断した。</p> <p>[鹿屋中学校との活動の実施の確認]</p> <p>【鹿屋中学校】の引率教員から入所手続き時に「沖合では白波が立っていますが，実施出来ますか。」との質問があった。対応した職員Cは，本日の海浜活動の可否について職員Aに引き継いだ。職員Aは，既を取得していた気象情報と現地からの情報，更に新たに得た引率教員からの目視の情報を勘案し，活動エリアの縮小と陸上監視における引率教員の協力を条件に実施可能であると判断，引率教員にその旨を回答した。また，最終的な判断は，現地にいる職員に確認するよう付け加えた。</p>
9時00分頃	<p>[田崎小学校への活動の実施の確認]</p> <p>【田崎小学校】の引率教員から活動実施の可否について確認があり，対応した職員が現時点では実施可能と回答した。</p>
9時25分頃	<p>[気象情報等の再確認]</p> <p>職員Aは，再度，気象情報の確認と現地情報の確認を行った。その際，気象情報に大きな差異は無く，また，現地からは，波は手前が凧，風は微風，降雨は無く，大きな変化は見られないとの情報を得た。</p> <p>[活動内容の変更の判断]</p> <p>職員Aは，現時点で，鹿屋中学校同様，田崎小学校の活動エリアは縮小し，活動種目についても，ゴムボートから凧の影響を受けにくい，いかだに変更すれば実施可能であると判断した旨を現地にいる職員Eに連絡した。また，活動実施の確認を引率教員から得るよう指示した。</p>
9時35分頃	<p>[陵南中学校の到着]</p> <p>【陵南中学校】が現地に到着。「出会いのつどい」終了後，活動の準備を開始した。</p>
9時40分頃	<p>[現地スタッフによる活動実施の判断]</p> <p>現地スタッフは，本館からの情報を踏まえ，3校の活動エリアを消波ブロック内に制限すること，ゴムボートをいかだに変更，カヌーはそのまま活動の実施が可能と判断した後，指導・監視の役割を決定した。陸上監視の職員Bに無線機，監視艇担当の職員Dと職員E，指導員の3名にトランシーバーを割り振った。</p>
10時10分頃	<p>[陵南中学校のいかだ活動の開始]</p> <p>職員Bと職員Cが【陵南中学校】のいかだ活動の導入指導を開始。その際，ライフジャケットの着用方法やいかだの作り方，オールの操作方法，活動エリア等の説明を行った。</p>

10時50分頃	<p>【陵南中学校のいかだの出艇】</p> <p>【陵南中学校】のいかだ3枚が出艇。出艇後、職員Bは浜で陸上監視、職員Eと指導員は監視艇1号で海上監視を開始した。</p>
11時00分頃	<p>【田崎小学校の到着】</p> <p>【田崎小学校】が現地に到着。職員Cは、ゴムボートからいかだへ変更すること、かつ活動エリアを縮小することを引率教員に伝え、実施することを確認した。なお、導入指導は、12時から実施することとなった。</p>
11時05分頃	<p>【鹿屋中学校の到着】</p> <p>【鹿屋中学校】が現地に到着。職員Dは引き続き活動は実施可能であると判断していたので引率教員に活動実施の有無を確認するため「どうされますか」と聞いたところ、活動実施の有無ではなく活動内容である「カヌーとサンドクラフトです。」との回答であったが、活動実施するものと認識した。その後、施設利用説明後、活動終了時刻に合わせた生徒の入替と活動エリアの縮小を行うことを確認した。</p>
11時40分頃	<p>【鹿屋中学校のカヌー活動の開始】</p> <p>職員Cが【鹿屋中学校】にカヌー活動の導入指導を開始。その際、ライフジャケットの着用方法やボディの説明、カヌーの基本的な操作方法、緊急時の対応、活動エリア（消波ブロック内）等の説明を行った。なお、導入指導の最中、生徒たちの後ろの方で砂が舞い上がって飛んできて足に当たって「痛い」との声が聞こえたが、風も一瞬のことで安全と判断した。</p>
11時45分頃	<p>【陵南中学校のいかだの曳航の開始】</p> <p>【陵南中学校】のいかだ活動を活動予定時刻内に終了させるため、監視艇1号と監視艇2号（職員Dが曳航のため出艇させた。）で曳航した。</p>
12時00分頃	<p>【陵南中学校のいかだ活動の終了】</p> <p>【陵南中学校】は、次の団体（田崎小学校）が使用するいかだ本体を残し、その他の活動用品の後片付けを終え、活動の全てを終了した。</p> <p>【田崎小学校のいかだ活動の開始】</p> <p>職員Bが【田崎小学校】にいかだ活動の導入指導を開始。その際、いかだの作り方やライフジャケットの着用方法、オールの操作方法、活動エリア等の説明を行った。</p>
12時20分頃	<p>【鹿屋中学校のカヌーの出艇】</p> <p>【鹿屋中学校】のカヌー19艇が出艇。職員Cは、出艇指導するとともに、消波ブロックに沿って平行に進むよう指示した。同時に職員Eと指導員は、「浜から離れない。消波ブロックには絶対に近づかないように。」と出艇指導しながら監視艇1号に向かった。</p>
12時21分頃	<p>【カヌーの事故発生】</p> <p>強風に煽られたカヌー1艇が消波ブロックの先端付近まで流されているのを監視艇1号が発見。南東からの強風が吹き始めたため、活動中止と判断。しかし、吹き続く強風により約10艇のカヌーが消波ブロックを通過し沖合に流され始めたため、他のカヌーに浜へ帰るよう指示しながら救助に向かった。</p>

	<p>[監視艇 1 号によるカヌーの救助 (1 回目)]</p> <p>監視艇 1 号が最初に消波ブロック付近に流されたカヌー 1 艇 (3 名) を救助。その際、付近にいた他の 1 艇が転覆、落水者 3 名を確認したので救助に向かい、1 名は監視艇 1 号で救助、他の 2 名は消波ブロックに避難した。この間、消波ブロックの外に流されたカヌーは強風と波の影響により次々と転覆。落水者が沖合へ流されているのを確認したので、浜と沖合を往復して救助に当たった。</p> <p>[自力での帰還]</p> <p>出艇していたカヌー 19 艇のうち、1 艇 (3 名) が自力で帰還した。</p> <p>[カヌーによる避難指示・確保]</p> <p>陸上監視していた職員 C は、艇庫前にあったカヌーで救助に向かい、消波ブロック周辺で漂流している生徒にブロック上へ避難するよう指示しながら沖合に向かった。その後、消波ブロック付近を漂流している 3 名を確保、監視艇の救助を待った。</p>
12 時 30 分頃	<p>[監視艇 2 号によるカヌーの救助]</p> <p>管理棟から戻った職員 D は、最初に出艇したカヌーが消波ブロックの方へ流されていることに気付き、急ぎ監視艇 2 号で救助に向かい、消波ブロック付近で 4 名を救助した。</p> <p>[田崎小学校のいかだの出艇]</p> <p>【田崎小学校】 のいかだ活動の導入指導を行っていた職員 B は、カヌーの漂流・転覆の事態を馬形川の堤防に遮られているために気づかず、いかだ 6 枚を出艇させた。</p>
12 時 35 分頃	<p>[いかだの事故発生]</p> <p>陸上監視を行っていた職員 B は、強風に煽られ消波ブロック内ではあったが自力で戻れない一番沖のいかだが救助の合図 (パドルを上あげる) を出したことを引率教員と共に確認し、監視艇による救助を待った。しかし、監視艇は 2 艇ともカヌーの救助に追われ、いかだの救助に速やかに対応することが出来ず、この間にいかだは次々と消波ブロックを超えて沖合に流されていった。</p> <p>[鹿屋中学校の引率教員からの救助要請 (1 回目)]</p> <p>現地の陸上監視を行っていた 【鹿屋中学校】 の引率教員から本館に「沖でカヌーが多数転覆している。2 艇の監視艇で救助に当たっているが、対応しきれない状況なので更に救助艇を出せないか。」と要請があった。要請を受けた本館職員 F はすぐに現地スタッフに確認のための無線を入れるが応答が無かったため、職員 A と共に急ぎ現地の応援・確認作業に向かった。</p> <p>[監視艇 1 号によるカヌーの救助 (2 回目)]</p> <p>監視艇 1 号は、消波ブロックの外側にある灯浮標付近 (沖合 250m) で漂流していた 11 名を救助した。</p>
12 時 40 分頃	<p>[鹿屋中学校の引率教員からの救助要請 (2 回目)]</p> <p>【鹿屋中学校】 の引率教員から「とても救助が追いつかない。急いでくれ。」と本館に 2 回目の救助要請があった。</p>
12 時 45 分頃	<p>[鹿屋中学校の引率教員からの救助要請 (3 回目)]</p> <p>【鹿屋中学校】 の引率教員から本館に 3 回目の救助要請があった。その際に「海上保安</p>

	<p>庁に連絡したいのですが。」と言われたが、無線対応した本館職員は職員2名（職員A・F）が現地に向かっているため、状況確認ができるまで今しばらく待つよう依頼した。</p> <p>[監視艇2号の転覆]</p> <p>監視艇2号は2回目の救助に向かう際、強風と波により一時転覆。エンジンが海水に浸かり故障した。職員Dは、近くにいた落水者3名に救助を待つよう指示した。</p>
12時50分頃	<p>[鹿屋中学校の引率教員からの救助要請（4回目）、応援職員の到着]</p> <p>【鹿屋中学校】の引率教員から本館へ4回目の救助要請があった。また、職員Aから本館へ現地に到着した旨の連絡があった。その後、職員Aはカヌーの漂流・転覆確認作業に、職員Fは監視艇3号の出艇準備作業に取りかかった。</p>
12時55分頃	<p>[監視艇1号によるカヌーの救助（3回目）]</p> <p>監視艇1号は、灯浮標より更に沖合で漂流していた10名を救助した。</p>
13時00分頃	<p>[消防から本館に確認の連絡]</p> <p>肝属消防指令課から本館に「子どもが流されている。」と近隣の住民より通報があったと確認の連絡が入った。対応した本館職員が「現在、事実確認中。」と回答したところ、消防指令課からは「海上保安庁と警察には消防から連絡する。」とのことであった。</p> <p>[海上保安庁から本館に出動の連絡]</p> <p>海上保安庁から本館に「ヘリを出動させ、救助艇が14時頃までに到着する予定。その他にもゴムボート等を派遣した。」と連絡が入った。</p> <p>[警察から本館に出動の連絡]</p> <p>警察署から本館に「現地に署員を出動させた。」と連絡が入った。</p>
13時06分頃	<p>[消防の到着]</p> <p>垂水市消防本部の消防隊員が現地に到着。職員Aが事情聴取を受けた。</p> <p>[応援職員の追加要請]</p> <p>職員Aは本館へ「現場は大変混乱しており、情報収集と救助作業のため人手が必要。」と報告。これを受け、本館から更に職員2名が現地に向かった。</p>
13時15分頃	<p>[監視艇3号の出艇]</p> <p>職員Fと消防隊員2名が監視艇3号に乗船し、応援に駆けつけた漁船のうちの2隻といかだの救助に当たった。</p> <p>[監視艇1号によるカヌーの救助（4回目）]</p> <p>監視艇1号は、沖合1km付近に漂流していた9名を救助した。そこから更に300m沖合のところに一時行方不明となった4名の姿を発見したが、既に監視艇の定員を超えており、これ以上の乗船は危険であると判断、一旦浜へ戻った。（浜へ帰る途中、監視艇1号は底板を破損した。）</p>
13時20分頃	<p>[監視艇3号によるいかだの救助（1回目）]</p> <p>監視艇3号は遠くに流されたいかだから救助に当たり、7名を救助した。</p>
13時30分頃	<p>[監視艇1号への指示]</p> <p>消波ブロック付近にいた職員Aは沖から戻ってきた監視艇1号の職員Eから「沖合に漂流者が見えたので海上保安庁へ救助要請を。」と報告を受けたが、本</p>

	<p>館から既に海上保安庁が現地に向かっている旨の情報を得ていたこと、また、職員Eからは監視艇1号の船体が破損したこと、燃料が沖合の現場海域まではもたないことなどを確認した上で、沖合の現場海域まで行くのは危険であること、また、行くとしても燃料補給に相当の時間を要すると判断し、沖合の漂流者は海上保安庁に任せ、監視艇1号は近くのいかだの救助に当たるよう指示した。</p> <p>[監視艇3号(2回目)と漁船1号によるいかだの救助]</p> <p>監視艇3号は7名を救助。同時に救助応援の漁船1号が14名を救助した。</p>
13時35分頃	<p>[監視艇1号(5回目)と漁船2号によるいかだの救助]</p> <p>監視艇1号は7名を救助。同時に救助応援の漁船2号が7名を救助した。</p>
13時40分頃	<p>[田崎小学校の児童の無事の確認]</p> <p>現地にいる職員Bから、いかだ活動に参加していた【田崎小学校】42名全員が救助されたことを引率教員に確認した旨、本館に報告があった。</p>
13時50分頃	<p>[行方不明者の捜索]</p> <p>海上保安庁から「鹿屋中学校の行方不明者を捜索するため、ヘリが現場に到着。喜入海上保安署から出航した巡視船もまもなく到着。」との連絡が本館に入り、ヘリと巡視船による現場海域の捜索が行われた。</p> <p>[消波ブロックに避難した9名の救助]</p> <p>職員Aは、消波ブロックに避難している9名を確認。職員A・Cは引率教員と地元住民の協力を得て、消波ブロックに避難していた9名を救助した。</p>
13時55分頃	<p>[行方不明者の確認]</p> <p>現地にいる職員から、【鹿屋中学校】106名のうち102名は確認できたが、残り4名(生徒3名・教員1名)は行方不明との報告が本館に入った。</p>
14時05分頃	<p>[行方不明者4名の救助]</p> <p>沖合3.5km付近に漂流しているカヌー2艇(4名)を海上保安庁の巡視艇が発見・救助。消防から行方不明者4名の氏名の確認が本館に入り、【鹿屋中学校】に確認後、消防へ報告。海上保安庁から行方不明者4名の救助の連絡が本館に入った。</p>
14時20分頃	<p>[鹿屋中学校の生徒の無事の連絡]</p> <p>海上保安庁より、カヌー活動に参加していた【鹿屋中学校】54名全員が救助されたと本館に連絡が入った。</p>
14時40分頃	<p>[事故の事情聴取]</p> <p>警察・消防・海上保安庁による現地スタッフへの事情聴取が行われた。</p>
15時00分頃	<p>[事故の現場検証]</p> <p>鹿児島県警による現場検証が行われ、現地スタッフが対応した。</p>

(8) 病院搬送者の状況

病院搬送者 計13名 ※全員手当てを受けた後、帰宅。入院者は無し。

(内訳) 鹿屋市立鹿屋中学校生徒 11名
鹿屋市立鹿屋中学校教諭 1名
大隅青少年自然の家職員 1名

5. 事故における原因・問題点とその改善策

(1) 責任者が不明確であったことの問題

今回の事故の原因として、指導場面における現地での責任者が不明確であったことをあげることができる。4名の職員及び1名指導員が配置されており、内訳は、導入指導の担当が2名、監視艇の担当が3名であった。

朝の時点で本館にいた職員と海の家に宿直していた職員で、活動エリアの縮小等の制限付きで海浜活動の実施が可能と判断した。その後、現地にいる5名の職員等によって改めて可能と判断されることになるが、その5名の中においては、責任者が不明確であった。実際、天候が急変した場合のスタッフの動きの確認や指示を、誰がどのように伝えるかといった確認がされていなかった。また、事故の起こる前から少しずつ風が強くなってきても、責任者不明確という状況により、誰も中止の判断ができなかった。

問題点

- 現地において責任者が不明確であった。

改善策

- 当日配置される職員の中から、次長は前日までに現地責任者を決定する。
- 現地責任者は、気象・海象情報を入手し、実施の決定・中止の判断を最終的に現地で行う。その際、入手した気象・海象情報を団体代表者に説明する。
- 大隅青少年自然の家に1名の海浜活動責任者を置く。
海浜活動責任者は、企画指導専門職が担当することとし年度当初に所長が決定する。
- 海浜活動責任者は、海浜活動に関するハード面、ソフト面における管理・運営について責任を担う。具体的な職務としては、海浜活動にかかる指導マニュアル及び安全対策マニュアルの改善案作成、年間の海浜活動研修計画、海浜活動用具の管理計画及び整備計画の企画などを行う。

(2) 気象・海象情報の入手方法上の問題

今回の事故当日は、8時50分頃、本館職員が、注意報等の気象情報をインターネットで取得し、その情報をもって、海の家に宿直していた職員と連絡を取り、風や波などの海の状況と合わせて実施可能と判断した。また、8時50分の時点と9時25分の時点で気象情報を入手し雷注意報が出ていることを確認したが、40km圏内において、雷の発生歴がない（過去45分間）ことから実施可能と判断した。

しかし、27日当日は、(大隅地方)11時10分に強風・波浪注意報が発令され、翌朝28日3時57分には、暴風・波浪警報に切り替わっている。天候は悪化していた。そしてこの時、鹿児島県の南の海上には低気圧が停滞していた。

また、(鹿児島海域)海上警報を見ると、前日26日17時35分、海上風警報が発令され、27日当日、5時40分に海上強風警報に切り替わり、さらに17時45分には海上暴風警報に切り替えられた。

※「鹿児島海域」は、鹿児島湾を含む鹿児島県南の外洋海域を示す。ただし、その注意報や警報は主に外洋を航行する船舶に対するものであり、そのまま鹿児島湾内に当てはめてよいかは一考する必要がある。

気象・海象情報の取得に際して、陸上の情報だけでなく、海上の情報も取得する必要があるが、自然の家では陸上だけの情報で判断されていた。また、気象庁に直接問い合わせることもしていなかった。

当日の潮の干満の情報を現地にいるスタッフの5名全員が情報を共有していなかった。

さらに、現在海の家には風速や風向等を図る計測機はなく、沖合の波の高さ、木々の揺れや肌で感じる風の強さなど体感や目視で判断している状況であり、客観的なデータを入手できていなかった。

問題点

- 本館職員は、気象情報の確認をインターネットで行っていたが、十分ではなかった。
- 収集すべき気象・海象情報等の内容が十分ではなかった。(風、潮、天気悪化、陸上、海上等)
- 雷注意報が出ている中、過去45分間の雷発生歴がないことを根拠に実施可能と判断した。

改善策

- 海浜活動実施日の午前8時30分及び活動開始30分前(10時00分・13時00分)の時点において、気象・海象情報を入手する。
- 気象・海象情報は、本館又は海の家管理棟(以下、「管理棟」という。)において、目視、インターネット、テレビ、新聞、計測器類等により入手する。
- 天候悪化が予想される場合は、雷情報も含め鹿児島地方気象台観測予報課に電話で問い合わせ、今後の予想情報を直接入手する。
- 上記の場合は必要に応じて、垂水市漁協や鹿屋市漁協等からも海の情報(漁師の判断)を収集する。
- 潮の干満、特に活動中の引き潮に関する情報も入手する。
- 現地の風速及び風向、水温、気温について計測器を用いて測定する。風向・風速は、吹き流しにより目視でも確認できるようにする。
- 入手した気象・海象情報や潮の干満に関する情報は、本館のほか管理棟にも掲示するなどして情報を共有する。

(3) 気象・海象情報の変化の把握上の問題

当日、刻々と変わる天候に対して、本館では、当日の朝8時50分頃の気象情報を基に制限付きで実施の判断を行い、さらに9時25分頃に再度、気象・海象情報を入手して現地に提供したが、それ以後、気象・海象情報を入手し、提供することはなかった。また、現地においても気象・海象情報の入手が困難であった。

問題点

- 活動直前に気象情報を現地にいるスタッフに入れていなかった。
- 現地にいるスタッフも活動直前に気象情報を確認する体制になっていなかった。
- 活動中の気象の変化を本館にいる職員や現地にいるスタッフが把握できていなかった。

改善策

- 管理棟に、最新の気象・海象情報等を把握するための現地スタッフ1名を配置する。
当該現地スタッフは、目視やインターネット、計測器等により気象・海象情報の変化を適宜入手し、他の現地スタッフに無線等で伝えられるようにする。
- 本館においても、最新の気象情報を把握して、無線等で現地責任者に伝えられる体制を整える。
- 風や波、雲の動き等の自然現象の変化を活動中に把握できるように講習を実施する。

(4) 活動の実施の判断・中止の判断上の問題

海浜活動の実施の可否についての判断は、誰が行い、中止の判断は誰が行うのかが明確でなかった。今回の場合は、前述したとおり本館にいた職員が現地の職員から情報を得て制限付きで活動の実施の判断をしていた。また、現地にいるスタッフ5名も改めて実施可能と判断したが、責任者が不明確のまま活動を行っていた。その後、風は次第に強くなり、カヌーが海に出艇した直後に強風となった。

どのような状況だったら実施できるか否か、また、どのような状況になったら中止にするのかという明確で客観的な基準がなかった。そして、その状況に対して責任をもって判断・決定する者が、現地において不明確であった。

問題点

- 入手した気象情報と目視体感（波・風）から実施・中止の判断をしていたが、より客観的な基準がなかった。
- 現地において責任者が不明確であったため、中止の判断が行えなかった。

改善策

- 活動の実施及び中止の判断基準は、安全対策マニュアルの「1. 活動の実施の可否基準」に記述しているとおり。内容は、以下に再掲した。
- 当日の責任者としての現地責任者は、気象・海象情報を入手した上で、実施及び中止の判断基準に照らし合わせ、実施の決定・中止の最終的な判断を行う。その際、団体責任者に気象・海象情報を説明し、団体責任者に活動実施の有無の確認を得る。
判断の結果及び実施の有無は、本館に連絡する。
- 現地責任者が活動開始直前に判断できるように、管理棟に、風速、風向、水温、気温等を測定できるように計測器を整備する。なお、風速を測定する場所は、測定するに最も相応しいと考えられるカヌー艇庫側堤防先とする。また、天気図や天候などの気象情報等を確認できるインターネット環境を現地に整える。
- 活動途中で天候の急変が起こることによって、活動中止条件を満たした場合には、現地に中止指示（所長による）を行えるよう、本館においても、天候等に注意を払う。
- 活動の実施及び中止の判断基準は、海浜活動期間の終了後、海浜活動責任者が海浜活動を担当した職員から意見を聴き必要に応じて毎年見直していく。

【活動の実施及び中止の判断基準】

- ① 活動前に下記ア～コの条件に該当しない時に実施の決定をする。
 - ア) 水温 20℃未満、視界 1 km以下のいずれかの時
 - イ) 消波ブロック内側で白波が見受けられる時又は消波ブロック沖合において波高 1 m以上の時
 - ウ) 大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報及び強風、波浪、高潮注意報が発令されている時
※ 雷、大雨、濃霧注意報が発令されている時は、海浜活動に支障がないと思われる場合であっても、气象台に問い合わせ、実施の可否に必要な情報を得たうえで判断する。
 - エ) 気象庁が発表した「地域時系列予報（大隅地方）」において、活動時間帯（9時～12

時・12～15時)に「6～9m/s」以上の風予報が出ている時

※ 上記以下の予報でも、現地(カヌー艇庫側堤防先)にて平均5m/s以上の風が確認された時

- オ) 海上風警報が発令され、引き潮及び陸風がある時
- カ) 自然の家本館にある雷探知機で雷の活動上昇が確認された時
- キ) 局地的変則風がある時
- ク) 台風の接近が予想される時
- ケ) 当日、海域状況を確認し、不適切と判断した時
- コ) 利用団体が活動予定時刻に30分以上遅れた時

② 活動中において下記ア～オに該当する場合は、中止の決定をする。

- ア) 気象・海象が急変し、現地スタッフの活動実施が困難との申し出があった時
- イ) 団体引率者が活動及び指導、監視に参加しない時
- ウ) 利用者が現地スタッフの指示に従わない時
- エ) 重大な怪我や病気が発生した時
- オ) その他、現地スタッフの活動実施が困難との申し出があった時

③ 活動前及び活動中にかかわらず、下記アイに該当する場合は、活動を中止とする。

- ア) 団体責任者が活動の中止を申し入れた時
- イ) その他、所長、次長又は海浜活動責任者が不適切と判断した時

※ 馬形川は鹿児島県土石流危険溪流に指定されていることに留意すること。

(5) 監視体制上の問題

当日5名の現地スタッフは、導入指導の担当が2名、監視艇の担当が3名(1号艇2名、2号艇1名)であった。今回の海浜活動においては、カヌーといかだの2種目であったため、カヌーの導入指導を担当する職員といかだを担当する職員に分かれて指導していた。また、導入指導を終えた職員はそのまま陸上監視員としての役割を果たしていた。

監視艇2艇については、カヌーといかだの活動に対して共通に監視及び救助する体制を敷いていたが、必ずしも適正な位置にいたとはいえなかった。

波が静かで、無風状態であれば、ほとんど流される事もなく、流されても少数のカヌーであれば、監視艇で曳航することは何ら問題ない。大隅青少年自然の家では、過去、今回のような全艇一斉に流されるような事故は起っていなかった。

今回のような強風の中、全艇一斉に流された状況では、救助艇の数を議論するより、いかに海に出さないかを考えるべきであった。しかし、そのような事態に備えることがリスクマネジメントであり、監視艇1艇で指導・監視できるカヌーやいかだの数を把握することが大切である。

また、カヌーといかだの活動場所は、馬形川を挟んでカヌー艇庫前浜と管理棟前浜に別れている。カヌーは12時21分頃に事故が発生し監視艇が救助活動に入っていたが、昨年延長された馬形川の堤防に遮られて、いかだはカヌーの救助活動に気づかずに12時30分頃に出艇した。

カヌー艇庫前浜と管理棟前浜での海浜活動の全体を監視する現地スタッフを配置して置くべきであった。管理棟2階に現地スタッフを配置することで、いかだの出艇を防ぐことができたと考えられる。

問題点

- 監視艇1艇で指導・監視できるカヌー、いかだの数の基準がなかった。
- 海浜活動全体を監視するような現地スタッフがいなかった。

改善策

- 出艇する際には、監視艇が、沖に待機していることを確認する。
- 監視艇1艇で指導・監視できるカヌー、いかだ、ボートの数の基準は、次のとおりとする。
- 指導・監視は、ユニット制で行う。
- 海浜活動全体を監視するため、管理棟に現地スタッフを配置する。

【カヌー、いかだ、ボートの数の基準】

① カヌーの場合

監視艇1艇につき、カヌー10艇以内を1ユニットとして指導・監視する。

[1ユニットの考え方]

1ユニットは、児童・生徒30名、カヌー10艇、監視艇1艇、職員3名、引率者2名とする。

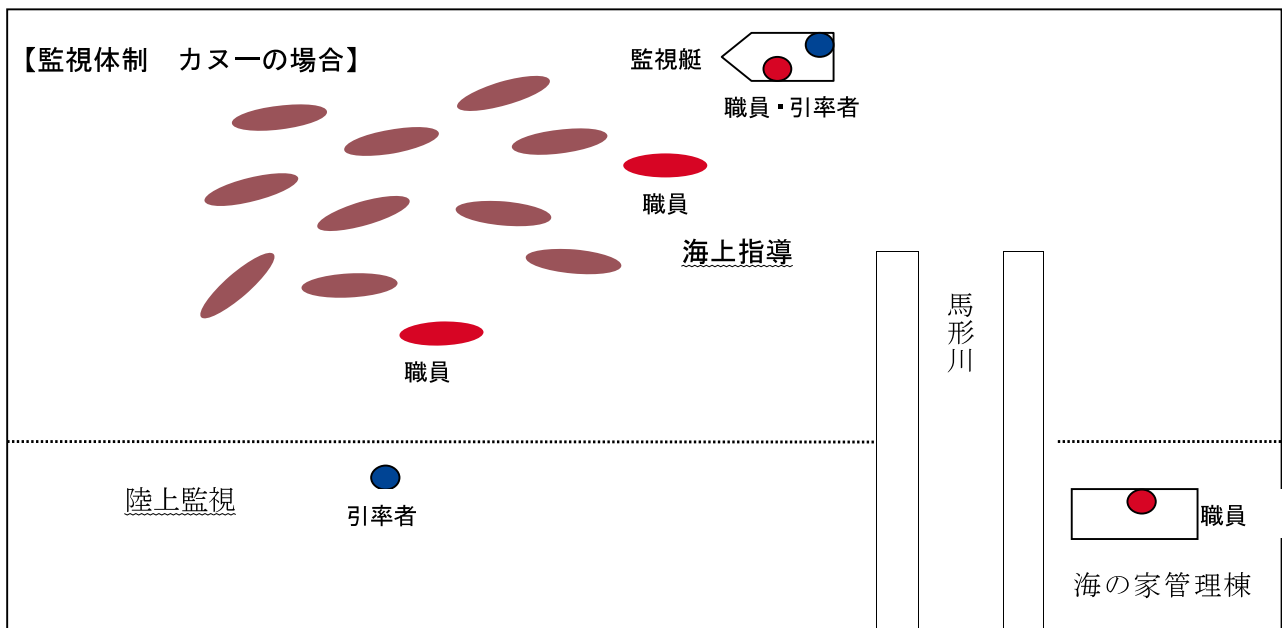
(監視艇に職員1名+引率者1名、海上指導に職員2名、陸上監視に引率者1名)

② いかだの場合

監視艇1艇につき、いかだ5枚以内を1ユニットとして指導・監視する。

③ ゴムボートの場合

監視艇1艇につき、ボート5艇以内を1ユニットとして指導・監視する。



※なお、上記基準や1ユニットの考え方については、海浜活動を行い、ノウハウが蓄積されていく中で必要に応じて見直すこととする。

(6) 海浜活動の受入れ人数の制限上の問題

監視艇1艇につき何艇のカヌーを監視することができるのか。また、1人の指導者が指導・監視できる艇数は何艇かということを検討しなければならなかった。しかし、実際は、利用団体からの希望をできるだけ尊重して、艇庫に存在するだけのカヌーやいかだ、ゴムボートを海に出し、監視艇2艇で活動しているのが現状であった。

自然の家が保有する監視艇の数や当日の職員数によって受入れられる安全上の基準を設けることで、指導できるカヌーやいかだの数が決まり、受入れられる人数(団体数)が減少されることが

予想される。また、前述した時間制を敷いた場合、その条件に合わない団体は、海浜活動を実施することができなくなるが、安全上の措置を優先して対応していきたい。

問題点

- 海浜活動の実施する人数や団体数を制限していなかった。

改善策

- 指導及び監視・救助体制に応じて、一回の海浜活動の受入れ人数を制限する。
- カヌー、いかだ、ゴムボートの1ユニットごとの艇（枚）数（児童生徒数）、監視艇数、職員数、引率者数の基準は、次のとおりとする。
 - ① カヌーの場合
1ユニットは、カヌー10艇（最大30名）、監視艇1艇、職員3名、引率者2名とする。
 - ② いかだの場合
1ユニットは、いかだ5枚（最大50名）、監視艇1艇、職員2名、引率者2名とする。
 - ③ ゴムボートの場合
1ユニットは、ボート5艇（最大40名）、監視艇1艇、職員2名、引率者2名とする。
- カヌーの1ユニットは、職員3名のうち1名は指導職員、2名は指導補助員とし、引率者2名のうち1名は緊急救助員、1名は陸上監視員とする。
いかだ、ゴムボートの1ユニットは、職員2名のうち、1名は指導職員、1名は指導補助員とし、引率者2名の役割分担はカヌーと同じとする。
- 最大受入れユニット数は、カヌーは2ユニット、いかだ及びゴムボートは3ユニットとし、これに合わせて、監視艇、職員、引率者を配置する。
- 指導職員は、外部研修指導員及びボランティア以外の自然の家職員が担当する。
- ユニットごとに配置された監視艇は、お互いにコミュニケーションを取り合い、状況の変化に合わせて対応する。
- なお、上記人数等については、海浜活動を行い、ノウハウが蓄積されていく中で必要に応じて見直すこととする。

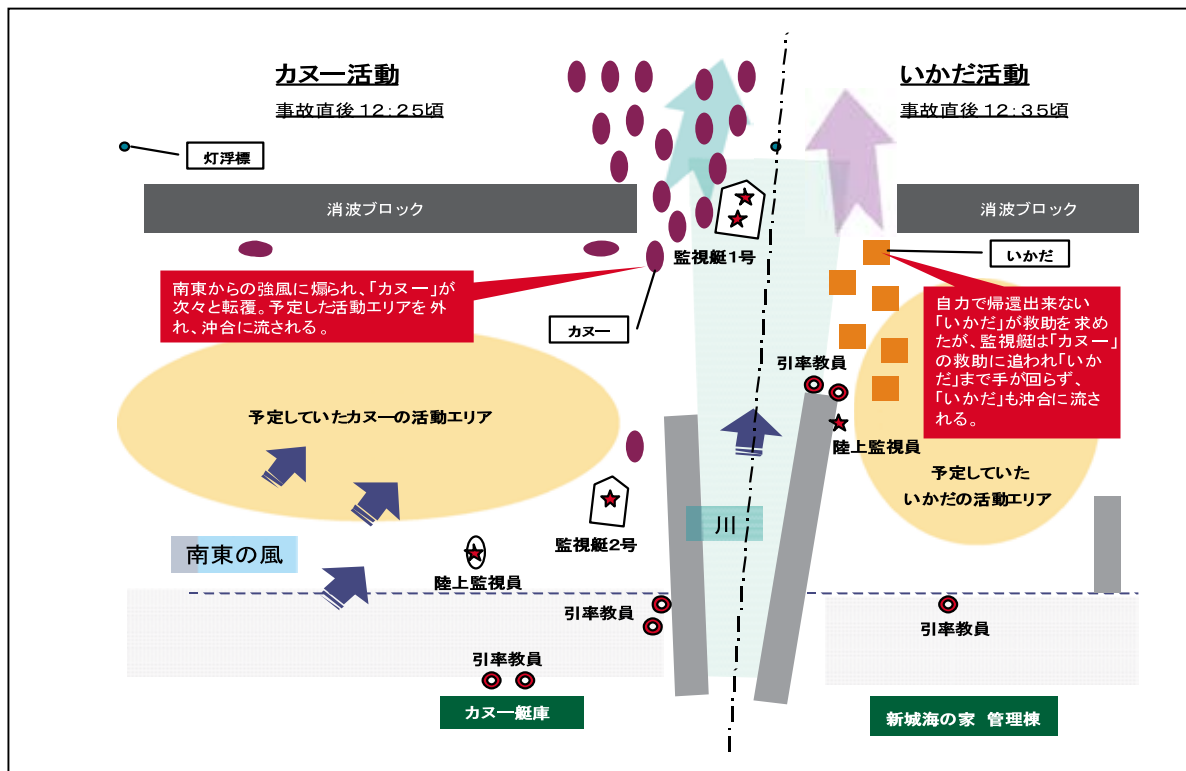
(7) スタッフの連絡体制上の問題

当日、現地にいるスタッフには、トランシーバー3台と無線機1台が配置されていた。監視艇に乗っている者3名に、それぞれにトランシーバーが、いかだの陸上監視員（いかだの導入指導者）に本館と連絡が取れる無線機が配備された。

しかし、トランシーバーと無線機では連絡が取れないので、海の上にいる監視艇と陸上監視員とのコミュニケーションを図ることができなかった。また、いかだの導入指導や陸上監視をしていた職員は、浜に降りる際、無線機を濡らさないため、管理棟に無線機を置いていたため、連絡がとれない状況にあった。

実際は、強風が吹きカヌーが流され始めてからは、目の前の救助を優先し、スタッフ間、もしくは本館や各関係機関に連絡を取るという余裕はまったくなかったものと推測される。しかし、それぞれの職員間で連絡をとれる状況にしておかなければならなかった。

いかだのエリアとカヌーのエリアは、間にある堤防のため、お互いの活動状況が全く見えない状況にある。そして今回、無線機等で職員間で連絡が取れない状況であったため、実際に、カヌーの救助の最終段階になって、いかだの陸上監視員は、初めて事故に気がついたということがあった。



問題点

- 現地のスタッフ間、本館と現地にいるスタッフ間の連絡が十分に取れない状況にあった。

改善策

- 現地スタッフ及び団体引率者間のコミュニケーションが十分に図れる状態にするために、無線機の台数を増やす。
本館に直接情報を入れることができる無線機は、現地スタッフ全員及び団体引率者（陸上監視員）に配備する。なお、海上で無線機を使用する際には、防水対策として防水カバーに入れる。
- 本館と現地でスタッフ間の定期的な無線交信を行い、情報を密にする。現地責任者は、各ユニットの指導職員が活動開始直前・活動中は適宜・活動終了後速やかに本館へ連絡するよう指示する。
- 現地スタッフ及び団体引率者は旗やホイッスルを携帯し、緊急時には赤旗で合図したり、ホイッスルで注意喚起を行う。
- 管理棟2階に白赤の旗を備える。活動中には白旗、緊急時には赤旗を掲げ、活動中の全員が目視できるようにする。また、緊急時には放送設備も活用する。
- 現地スタッフの配置・担当については、現地責任者が現地スタッフと協議のうえ決定し、本館に連絡を入れ、職員間で情報の共有をする。

(8) 活動時間上の問題

今回、鹿屋中学校と田崎小学校の両校におけるプログラム開始時間は10時であったが、それぞれ下記の理由があり、海の家への到着が1時間遅れて11時頃になってしまった。

- ・ 田崎小学校は、部屋の清掃等のやり直し及び海浜活動準備のため、出発が遅れた。
- ・ 鹿屋中学校は9時に本館で入所式を行う予定であったので、徒歩で海の家へ移動後、10時に海浜活動を始めるとは、計画段階から無理であったため、鹿屋中学校についてはプログラム調整段階

で不備があった。

活動開始の時刻が遅れ、活動時間が短くなると、導入指導を短縮したり、手順を簡略化したり、様々なところに歪が生じた。指導する者の心の中に、早く進めなければ、早く海に入らなければという思いがあり、風が強くなってきても、中止にする判断が鈍ってしまった。

現在、海浜活動を利用する団体には4つのパターンがある。

- ① 直接バスで現地に入り、入所式を経て活動をするパターン（初日）
- ② 本館で入所式を済ませてから部屋に荷物を置き、活動の準備をした後、1時間歩いて海の家に来るパターン（初日）
- ③ 本館から1時間歩いて、海の家に来るパターン。（2日目・3日目等）
- ④ 手配しているバスで、現地まで移動するパターン。

今回、事故にあった鹿屋中学校は②のパターン、田崎小学校は③のパターンであった。

問題点

- 開始時刻が遅れたため、活動の時間が短くなった。

改善策

- 団体の使用するバスの送迎を工夫するなどして、海浜活動を受ける条件を整備し、十分な時間をとれるようにプログラム調整を行う。
- 午前中の活動時間は10:30～12:30、午後の活動時間は13:30～15:30とし、この時間帯に納まらない団体には別の活動を推奨する。
- バスで送迎する場合は、活動時間（10:30～12:30、13:30～15:30）に合わせて海浜施設に到着できるよう団体側で調整してもらう。
- 活動時間の確保については、団体との事前打ち合わせ及びプログラム調整時に確認しておく。
- 活動予定時刻に30分以上遅れた時は、活動は中止とする。

（9）導入指導及び指導内容上の問題

当日、カヌーやいかだに対して下記のような導入指導が実施された。

【いかだ】①ライフジャケットの着用方法 ②オール使い方 ③活動範囲の確認 ④助けを求める方法

【カヌー】①ライフジャケットの着用方法 ②パディについて（3人一組で人数を確認し合う）

③活動範囲の確認 ④パドルの使い方 ⑤乗り方 ⑥助けを求める方法

通常ならば、アイスプレイング（水に慣れ、恐怖心をなくす活動）を海で行うところであり、また、指導者がカヌーイングの見本を見せることや「沈の体験」（カヌーに乗っていて転覆すること）や「沈起こし」（ひっくり返ったカヌーを3人で協力して起こす）などの練習を行うことで水に対する恐怖や沈没する恐怖を軽減するところであるが、今回は、時間が押しているということもあり実施できなかった。

また、指導者が先に水の中に入ってデモンストレーション等を行い、実際に海の上での風や潮を肌で感じることで生の情報を伝えることができたにも関わらず、基本的な導入指導の流れとして実施していなかった。

問題点

- 海浜活動における安全指導の内容が明確でなかった。
- 時間がない場合には大切なプログラムが実施されないことがあった。

改善策

- 時間に余裕のないときでも、体験の有無、利用者の年齢等の属性を考慮した、最低限体験させなければならない安全指導の内容は、安全対策マニュアルの「4. 安全指導」に記述しているとおりである。
- このような指導を通常の指導内容にしっかりと位置付けて実施することが、子供たちの安全管理につながるようになる。

(10) 救助体制上の問題

監視艇は事故が起きた際に救助艇となるものであり、実際に今回の事故においても監視艇1号及び2号はともに漂流者の救助にあたった。しかし、監視艇1号（船外機30馬力、定員8名）は監視員が2名乗船し計4回34名を救助したが、監視艇2号（船外機7馬力、定員4名）は監視員が1名のみ乗船し1回4名を救助した後に強風と波により転覆した。

監視艇1号は機材・人員とも救助艇となる要件を備えていたが、監視艇2号は船体が小さく荒天時での運行に不適であること、漂流者を海から引上げる救助者が乗船していなかったこと、さらに、船外機の馬力不足によりいかだを曳航できるものではなかったため、救助艇となる要件を備えていなかった。

救助後に、落水救助者を常備していた毛布で暖めるようにしたが、バスタオルがなかった。

問題点

- 監視艇2号は救助艇となる要件を十分に備えていなかった。
- バスタオルなどの備品が十分でなかった。

改善策

- 救助艇となる監視艇は、すべて船外機30馬力8人乗り以上とし、乗員2名が必ず乗船するものとする。
- 救助員や陸上監視員となる団体引率者には、落水者を救助しているビデオを見せるなどしてその役割を十分に理解してもらう。
- 毛布やバスタオル等の救助時の備品を備蓄する。

(11) 海上保安庁への要請上の問題

12時21分頃にカヌー事故発生。12時35分頃、カヌーを監視している鹿屋中学校の引率教員から「沖でカヌーが多数転覆している。2艇の監視艇で救助に当たっているが、対応しきれない状況なので更に救助艇を出せないか」（1回目）という要請を本館にいた職員が受けた。本館の職員が引率教員から1回目の無線を受けた直後に、現地にいるスタッフに無線を入れるが、無線を携帯していなかったために、現場の状況を確認することができなかった。

その5分後に「とても救助が追いつかない。急いでくれ」（2回目）、そして、さらに5分後に「海上保安庁に連絡したいのですが」（3回目）という救助要請を受けた。それに対して、本館で要請を受けた職員は、職員2名が現地に向かっているため状況を確認できるまで待つようお願いした。そして、4回目の要請があった最中に本館から応援に駆けつけた職員が現地に到着した。

本館にいる職員が現地の情報を把握できていない中でも、その緊急性を押し量り、警察、消防、海上保安庁に連絡すべきであったにもかかわらず、その判断が出来なかった。

大切なことは、本館の職員が救助要請をしてきた引率教員の情報をどこまで正確に受け止め、さらに

踏み込んだ質問をし、情報を把握した上、しっかりと対応するということであった。また、ここでも、本館と現地スタッフとの無線によるコミュニケーションが取れていないという状況が起こっている。

また、本館にいる職員は常に気象情報を入手しながら、特に天候が良くない時には、様々な状況を想定し緊迫感を保ち、本館にいる職員間でも情報を共有する必要があった。

問題点

- 現地の職員から直接本館の職員に救助要請がなかった。
- 本館の職員から現地の職員に無線を入れたが、無線機を携帯していなかったため、現地の状況を把握することができなかった。
- 本館の職員が引率教員からの海上保安庁への救助要請があった際、職員による現地の状況の把握を優先したため、それ自体の深刻さや緊急性を理解できなかった。

改善策

- 現地スタッフ1名を管理棟に配置することにより、現地から直接、海上保安庁、消防署、警察署等の外部諸関係機関へ緊急連絡できるようにする。
- 無線機の携帯を現地スタッフに徹底する。現地責任者は、携帯無線機番号を本館職員に連絡し、本館職員はその情報を事務室内に掲示しておく。
- 現地責任者は、気象の変化に注意を払うとともに、変化する気象・海象情報を入手し、現地のスタッフ間及び本館との間でも情報を共有できるようにする。
- 本館においても、気象情報に注意を払う。
- 管理棟2階に、海浜活動可能な時は白旗を掲げ、活動中止の時は赤旗を掲げる。
- 海上保安庁への救助要請が必要な緊急連絡の対応マニュアルは、安全対策マニュアルの「6. 緊急対応措置」のとおり。なお、当該対応マニュアル部分は以下に再掲した。
また、救助要請を想定した訓練を実施する。

【海上保安庁への救助要請が必要な緊急連絡の対応マニュアル】

- ① 現地責任者は、緊急救助や救命措置が必要と判断したときには、直接、外部諸関係機関へ連絡するとともに、本館へも連絡する。
- ② 本館職員が、団体引率者から救助要請の連絡を受けた場合には、現場の状況が十分把握できていないときでも、まず外部諸関係機関へ第一報を連絡する。
- ③ 上記②の連絡を受けた本館職員は、すぐに現地スタッフに無線を入れ、その確認状況を第二報として外部諸関係機関へ連絡する。
- ④ 本館に、第三者（近所の住民等）から事故発生及び救助要請の連絡があり、現地スタッフ又は団体引率者と連絡が取れない場合は、状況をよく聞き取った上で、外部諸関係機関へ連絡する。

(12) 活動記録上の問題

いままで自然の家では、海浜活動に関わる記録をつけていなかった。

海浜活動を実施する前に、今日の天気は回復状況にあるのか、悪化状況にあるのか、また風の強さや向きはどうかなど、様々な気象情報を記録し、誰が見ても分かる状態にしておくことが必要である。また、活動を実施した後は、担当者ごとに、どのような指導をしたのか、どのような「ヒヤリハット」（事故にはならないがはらはらどきどきした事項）があったのかなどを記録に残すこ

とが大切である。また、小さな事故もできるだけ詳細な記録に残すことで、今後、大きな事故を防ぐことにもつながる。

また、事故発生の際、警察、消防、海上保安庁に海浜活動ごとの参加者名簿を提示できるようになっていなかった。

問題点

- 安全を日々チェックできるような海浜活動の記録を残していなかった。

改善策

- 海浜活動記録簿及び海浜活動開始前チェックリストについては、現地責任者の責任において毎回記入する。
- 海浜活動記録簿には、活動の実施前に、天気、風力、風向、波高、干満、水温、気温などの情報を記入し、活動終了後には指導内容、特記事項として安全上の問題等を記述する。なお、ヒヤリハットもあれば記入する。記録は、現地責任者と導入指導を担当した職員が記入する。また、海浜活動の実施・中止基準に該当するかチェックリストに基づいてチェックを行う。
- 事故発生の際、警察、消防、海上保安庁に利用団体の名簿を提示できるよう、海浜活動ごとの参加者名簿を活動が始まるまでに整理・管理し、現場の職員や本館で共有しておく。

(13) 職員研修上の問題

平成 20 年度は、安全に関する「救急救命講習会」、「水難救助法講習」、「海浜研修」の 3 つ研修を新任職員・希望者に対して実施した。また、平成 21 年度は、すでに「海浜研修」を実施しており、「救急救命講習」と「水難救助法講習」については、新任職員研修及び海浜活動に関わる職員を対象に実施を予定している。しかし、より専門性の高い講習会を受講する必要があり、海上保安庁が実施する安全講習会を受講する必要がある。

また、職員同士でチェックし合えるような研修会や訓練を実施する必要がある。

問題点

- 安全に関する講習会を職員に受講させてきたが、より専門性の高い講習会を受講させてこなかった。

改善策

- 日本カヌー連盟などのカヌー指導資格を取得し、海浜活動を担当する職員に指導する。
- 日本赤十字社等が実施する救助員養成講習や国立青少年教育振興機構の実施する安全研修会を受講し、受講内容を海浜活動を担当する職員に伝達する。
- 海浜活動を担当する職員は、海浜活動開始前に、海上保安庁及び日本赤十字社が実施する水上安全法等研修を受講する。
- 職員研修として、海浜活動における安全管理に加えて、海浜活動開始前に海上でのシミュレーション研修を実施する。
- 海上事故を想定した訓練を、海上保安庁の指導を得て毎年実施する。
- 波や風、雲の動き等の自然現象の変化を活動中に把握する講習を実施する。

6. 事故調査結果のまとめ及び今後の取り組み

5月27日に、カヌー54名、いかだ42名が風と潮に流され、カヌーの多くは転覆し、長時間、海水に浸かったまま漂流するという事故を起こした。

今シーズンに入って快晴が続き、また、過去にこのような経験をしたことがないことから、油断の心があったのではないかと深く反省している。今後、このような事故を二度と起してはならないためにも事故の原因を究明し、その対策を立てなければならないと厳しく受け止めている。

このため、当施設においては、安全対策チームを設置し、今回の事故の発生経過、原因とその背景にある問題点、改善の方向性について概略をまとめるとともに安全対策マニュアル案を策定した。そして、これらについて専門的知識を有する者や学校教育、警察、消防、海上保安庁関係者などの視点からさらに詳細に検証や検討を加えていくため、第三者委員会である「国立大隅青少年自然の家海浜活動事故防止協議会」を設置し、事故の再発防止はもとより、安全な海浜活動のための意見や指導を求めることにした。

同事故防止協議会においては、①事故の原因・改善策において「救助体制上の問題」という項目が必要であること、②気象・海象の把握をしっかりとすること、③実施・中止の基準は専門家の意見をよく聞いて定めること、④管理棟前エリアとカヌー艇庫前エリアの両方が見られるところに監視を置くこと、⑤1ユニットの考え方をよく検討すること、⑥海上では旗やホイッスルなどを使用した連絡方法が有効であること、⑦救助艇は監視艇とは異なりそれだけの資機材や人員が必要であること、⑧カヌー指導資格等を取ることが安全の質を高めることになること、⑨海上保安庁等の協力を得て十分な研修や訓練をすること、など様々な意見や指導をいただくとともに、関係機関とも協議させていただいた。

前掲の節においては、これらの意見等を踏まえて、事故の原因や問題点を明らかにし改善策をまとめたものである。また、改善策は安全対策マニュアルにも反映させた。

(1) 事故の原因

今回の事故は、以下のことが複合的な原因になって起ったものである。

1. 責任者が明確でなかった
2. 気象・海象情報の入手方法が十分でなかった
3. 気象・海象情報の変化に対する情報把握が十分でなかった
4. 実施や中止の判断基準が明確でなかった
5. 監視体制が十分でなかった
6. 海浜活動の受入れ人数の過多であった
7. 連絡体制が十分でなかった
8. 活動の開始時刻の遅れにより活動時間が短縮された
9. 安全指導内容が十分でなかった
10. 救助体制が十分でなかった
11. 外部諸関係機関への連絡が遅れた
12. 活動の記録がされていなかった
13. 職員研修が十分でなかった

(2) 事故の原因に対する改善策

以上の事故の原因に対して、改善策として主なものを取りまとめると次の事項となる。

1. 海浜活動に関するハード、ソフト面における管理責任者である海浜活動責任者1名を置く。
2. 現場に実施・中止の判断をする現地責任者を置く。
3. 管理棟に海浜活動全体を監視する現地スタッフを置く。
4. 刻々と変化する気象・海象情報を目視やインターネット、テレビだけでなく、气象台や漁協等からも入手し、職員間で随時共有する。
5. 管理棟に風速計、風向計等の計測器等を整備するとともに、インターネット環境を整える。
6. 海浜活動の実施・中止の判断基準を作る。
7. 安全な海浜活動の実施のためのカヌー・いかだの受入れ人数や団体数の基準を作る。
8. 職員間でコミュニケーションが取れるよう、無線機の台数を増やし、その携帯を徹底するとともに、緊急時に備え旗やホイッスルを携帯する。
9. 時間的な余裕をもって海浜活動ができるよう、利用団体のプログラムを調整する。
10. 海浜活動（特にカヌー・ボート・いかだ）の安全につながる指導方法のミニマムスタンダードを作る。
11. 監視艇は、救助艇となる機材・人的な要件を備える。
12. 緊急時対応マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。
13. 事故発生の際、外部諸関係機関に活動参加者名簿を提示できるようにする。
14. 海浜活動記録簿に活動内容等を記録する。
15. 風や波、雲の動き等の自然現象の変化を活動中に把握できるよう講習を実施する。
16. 海浜活動におけるより専門性の高い講習会を受講し、安全に関する知識や技術を向上させる。

(3) 今後の取り組み

今後は、これらの改善策が盛り込まれた安全対策マニュアルに基づいて海浜活動を実施するとともに、安全対策マニュアルの定期的な見直しを行っていく。

また、この改善策を基に職員に対する研修や訓練を実施するとともに、これらの研修等が一過性のものにならないよう定期的なものにしていく。

さらに、海浜活動は子どもたちが安全を確保された環境の中で行うことができるものでなければならぬし、保護者からも信頼されるものでなければならぬ。このため、今後とも海浜活動をより安全な活動にするためにも、学校教育及び海浜活動、海上保安庁などの関係者で組織する安全対策協議会（仮称）を設置し定期的に開催することとする。

海浜活動は、小中学校や、子ども会などの多くの団体において実施されているものであることから、安全対策についてより一層充実させていくこととし、利用者の皆様に安心して利用していただける「より安全に活動できる施設」を目指していく考えである。

おわりに

今回のカヌー及びいかだ事故において、多数の児童・生徒の皆様に変な恐怖を与えてしまったこと、また、つらく悲しい思いをさせてしまったことは、痛恨の極みであり、事故に遭われた児童・生徒の皆様やご家族、学校の先生方に対しまして心からお詫び申し上げます。

また、懸命の救助にあたっていただきました鹿児島海上保安部、喜入海上保安署、鹿屋警察署、垂水市消防本部、漁業関係者、地元住民の皆様には厚く御礼を申し上げます。

海浜での体験活動を推進していく上で、安全であることが何より優先されるべきであるにもかかわらず、起こしてはならない結果を招いてしまったことの原因を本報告書で明らかにいたしました。これらのひとつひとつは、カヌーやいかだの活動はもとより、当施設の海浜活動全般に対する課題でもあると考えます。

青少年を取り巻く環境が大きく急激に変化する中、次代を担う子どもたちに「生きる力」を培うために、自然体験・生活体験やスポーツ体験等の活動を通じた青少年の自立を支援する拠点として、当施設の果たす役割は大きいものであると認識しております。

今後、こうした体験活動を意義あるものにしていくために、カヌー等の事故防止改善策を基に作成した海浜活動における安全対策マニュアルを確実に実行するとともに、その他の野外活動にも反映させ、各活動が安全で充実したものとなるよう取り組んでいく所存であります。

国立大隅青少年自然の家全職員が今回の事故をしっかりと心に刻み、このような事故を二度と起こさないよう、また、風化させることのないよう、海浜活動はもとより様々な体験活動において、安心・安全を確保することを強い決意をもって約束させていただきます。

資料

資料1	事故当日の気象	34
資料2	事故当日の気圧配置図	35
資料3	海浜活動の実施について	36
資料4	カヌー体験	37
資料5	いかだ体験	38
資料6	新城海の家の利用	39
資料7	海浜活動「カヌー体験」安全対策マニュアル	40
資料8	海浜活動記録簿	46
資料9	海浜活動開始前チェックリスト	48
資料10	海浜活動用具等点検簿	49
資料11	海浜活動安全指導の流れ図	50
資料12	海浜活動連絡等系統図	51
資料13	海浜活動緊急時の対応図	52
資料14	緊急連絡先等一覧	53
資料15	海浜活動事故防止協議会規定	54
資料16	同委員名簿	55
資料17	団体からの意見提出	56

事故当日の気象

鹿屋 2009年5月27日（1時間ごとの値）
一覧

時	降水量(mm)	気温(°C)	風向・風速(m/s)		日照 時間 (h)	雪(cm)	
			風速	風向		降雪	積雪
1	1.0	17.8	2.2	東		///	///
2	0.0	18.2	3.1	北東		///	///
3	0.0	18.4	2.1	東北東		///	///
4	0.0	18.1	2.7	北東		///	///
5	0.0	17.6	3.9	北北東		///	///
6	0.0	18.0	4.6	北北東	0.0	///	///
7	0.0	17.0	6.2	北北東	0.0	///	///
8	1.0	16.6	6.6	北北東	0.0	///	///
9	0.0	16.9	7.0	北北東	0.0	///	///
10	0.5	16.6	7.7	北北東	0.0	///	///
11	0.0	17.2	6.5	北北東	0.0	///	///
12	0.0	17.3	7.9	北北東	0.0	///	///
13	0.0	16.8	9.2	北北東	0.0	///	///
14	0.5	16.7	8.3	北北東	0.0	///	///
15	0.5	16.4	7.5	北北東	0.0	///	///
16	0.0	16.2	6.2	北北東	0.0	///	///
17	0.0	16.0	5.9	北東	0.0	///	///
18	0.0	15.6	6.8	北北東	0.0	///	///
19	2.0	15.0	6.7	北北東	0.0	///	///
20	6.0	15.0	6.8	北北東	0.0	///	///
21	1.5	15.7	6.7	北北東		///	///
22	3.5	15.0	6.2	北東		///	///
23	3.0	15.2	7.3	北北東		///	///
24	1.5	15.3	10.2	北北東		///	///



気象庁ホームページ「気象統計情報」より引用
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>

事故当日の気圧配置図

—省略—

海浜活動の実施について

(おおすみくん家「活動の手引き」平成20年3月)

海浜活動の実施について

大隅青少年自然の家には、海浜施設もあり海浜活動もできます。海浜施設は「新城海の家」と呼ばれ本館から4km離れた新城地域にあり、研修施設、野外炊飯場、キャンプ場などが設置されています。

また、カヌー、ゴムボート、いかだ、海釣り、顕微鏡、解剖器具などもあり、さまざまな海浜活動を体験(学習)することができます。

新城海の家は、夏の時期だけでなく一年中利用できますので、活動例を参考に海浜活動も取り入れてみませんか。

1 事前準備について

- (1) 海浜施設から本館までの経路を確認しておいてください。
- (2) 参加者の泳力や体力、健康状態を把握した上で、海浜活動種目を決めてください。
- (3) 活動班を編成してください(1班は8名以内がのぞましい)。
- (4) 直接指導者や緊急時の対応者など、引率者の役割分担を明確に、共通理解を図っておいてください。
- (5) 活動に応じた道具などについては、事前に自然の家と打ち合わせて準備してください。
- (6) 海浜施設～本館をハイキングする場合は、経路を確認しておいてください。

2 事前指導について

- (1) 活動の目的や方法について、事前に指導しておいてください。
- (2) 参加者に、自然とふれあう心構えを教えておいてください。
 - ・ 弁当がらや包装紙、ちりくずなどを海岸に捨ててはいけないこと。
 - ・ むやみに生物を採ったり、磯場を荒らしてはいけないことなど。
- (3) 特に、海浜活動の危険性について指導してください。
 - ・ 海浜活動では、死に至る危険性があるのでふざけたり危険な場所に行かないようにすること。
 - ・ 前日は、睡眠をよくとっておくこと。
 - ・ 指導者の注意を守ることなど。
- (4) 準備物を忘れないように指導してください。

3 準備する物について(詳しくは、各プログラム紹介欄をご覧ください)

- (1) 団体で準備
 - ➡ 救急薬品、参加者名簿、弁当(食堂で注文もできます)
 - ➡ つりをする場合(つり針、おもり、えさ、ハリス)
- (2) 参加者個人で準備
 - ➡ 海浜活動に適した服装、水着、タオル、帽子、着替え、ぬれてもいい靴など
- (3) 自然の家で準備
 - ➡ 無線機、救命胴衣、ゴムボート、いかだ、つり竿、リール、道糸、顕微鏡、解剖器具、海浜生物図鑑、パドル、監視用双眼鏡など
 - * 事前打ち合わせで確認し、当日貸し出します。

4 実施に当たっての留意点

- (1) 休憩時、昼食時、その外活動ごとに人員点呼を行ってください。
- (2) 緊急時には、自然の家職員と無線交信を行い、事態に対応してください。
- (3) 参加者に自然とふれあう心構えを指導してください。
- (4) 特に、海浜活動の危険性については再度指導してください。
- (5) 物品の後始末については、自然の家の職員の説明を聞いて、確実に行ってください。
 - ・ 水洗いが必要な道具もあります。
 - ・ ゴミは、分別して本館まで運んで捨てるか持ち帰ってください。
- (6) 海浜施設～本館をハイキングする場合は、特に交通安全指導を徹底してください。

5 その他

ボートやいかだ活動に関しては、天候の状態では実施できない場合があります。活動中止は自然の家の職員が決定します。

カヌー体験

(おおすみくん家「活動の手引き」平成 20 年 3 月)

カヌー体験		海浜活動	
活動内容	新城にある海浜施設で、2～4名のグループを作り、協力してカヌー<オーシャンカヤック>を漕ぐ活動。	対象年齢	小学校 高学年以上
		活動時間	2～3時間
準備	各団体 個人 海浜活動用のくつ、Tシャツ、水着、帽子 ◇基本となる2人組<パディシステム>の編成	自然の家	2人乗りオーシャンカヤック、パドル、ライフジャケット、マリンプーツ
活動方法	<p>(1) 用便をすませ、更衣室で水着に着替える。</p> <p>(2) 活動用のくつ(なければマリンプーツ)、ライフジャケット、帽子をつける。</p> <p>(3) 班ごとに集合し、点呼を受ける(2名のパディを事前に編成しておく)。</p> <p>(4) 所員より活動範囲や方法、用具の使い方の説明を受け、用具を受け取る。</p> <p>(5) 班ごとにカヌーを海岸に運ぶ。</p> <p>(6) 前後左右バランスを取って乗り、カヌー遊びをする。</p> <p>(7) 終わったら班ごとに集合し、点呼を受ける。</p> <p>(8) 協力してカヌーを運び、船体、パドルを真水で洗い、所定の場所に返す。</p> <p>(9) 海の家にもどり、ライフジャケット、マリンプーツを真水で洗い、所定の場所に返す。</p> <p>(10) シャワーを浴び更衣をする。</p>		
留意点	<p>【海浜施設の案内図】</p> <p>【カヌーの乗り方】</p> <p>※ カヌーのcockピットにすべりこんだ形で漕ぐ。</p> <p>シットオンタイプのシーカヤック</p> <p>(1) 海上は天候が変わりやすいので、波浪・風力・風向等に十分注意する。陸上と海上とは、風力・風向が異なるので、監視<陸上・海上双方から>を怠らないこと。</p> <p>(2) ライフジャケットは、必ず着用すること。</p> <p>(3) カヌーを運搬する際は、引きずらないで持ち上げて運搬する。</p> <p>(4) 活動は、境界のブイの内側で行ない、ブイに近寄らない(カキが付着している)。</p> <p>(5) 他のカヌーに接触しないように注意する。</p> <p>(6) 風に流されるときは、最寄りの岸に向かって漕ぐ。</p> <p>(7) 海岸線はカキが付着しているので、活動用のくつかマリンプーツをはくこと。</p> <p>(8) 海上には救命艇を待機させるが、利用団体でも監視指導艇(カヌー)で海上に出て、指導・監視を怠らないようにする。</p>		

いかだ体験

(おおすみくん家「活動の手引き」平成20年3月)

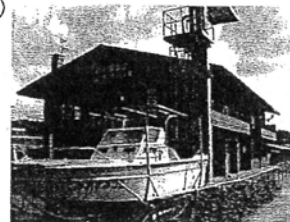
		いかだ	海浜活動
活動内容	新城にある海浜施設で、8～10名のグループを作り、協力していかだを組み立て、漕ぐ活動。	対象年齢	小学校 高学年以上
		活動時間	2～3時間
準備	各団体 個人	海浜活動用のくつ、Tシャツ、水着	
	自然の家	パドル、ライフジャケット、いかだの骨組み、フロート	
活動方法	<p>(1) 用便をすませ、更衣室で水着に着替える。</p> <p>(2) 班ごとに集合し、点呼を受ける（6～8名のグループを事前に編成しておく）。</p> <p>(3) 職員より活動範囲や方法、用具の使い方の説明を受け、用具を受け取る。</p> <p>(4) ライフジャケットをつける。</p> <p>(5) いかだを組み立てる（いかだの骨組みにフロートをひもで結びつける）。</p> <p>(6) 班ごとにいかだを海岸に運ぶ。</p> <p>(7) 前後左右バランスを取って乗り、いかだ遊びをする。</p> <p>(8) 終わったら班ごとに集合し、点呼を受ける。</p> <p>(9) 協力していかだを運び、パドル、ライフジャケットを真水で洗い、用具等を所定の場所に返す。</p> <p>(10) シャワーを浴び更衣をする。</p>		
留意点	<p>【海浜施設の案内図】</p> <p>【いかだの完成図】</p> <p>※ いかだの縁にまたがった形で漕ぐ。</p>		
	<p>(1) 海上は天候が変わりやすいので、波浪・風力・風向等に十分注意する。陸上と海上とでは、風力・風向が異なるので監視を怠らないこと。</p> <p>(2) ライフジャケットは、必ず着用すること。</p> <p>(3) いかだを運搬する際は、引きずらないで持ち上げて運搬する。</p> <p>(4) 活動は、境界のブイの内側で行ない、ブイに近寄らない（カキが付着している）。</p> <p>(5) 他のいかだに接触しないように注意する。</p> <p>(6) 風に流されるときは、最寄りの岸に向かって漕ぐ。</p> <p>(7) 海岸線はカキが付着しているので、古いくつをはくこと。</p> <p>(8) 海上には救命艇を待機させるが、利用団体でも監視を怠らないようにする。</p>		

新城海の家の利用

(「利用案内」平成20年4月)

6. 新城海の家しんせうかいの利用

- 開設期間 水辺活動は5月～10月(水辺活動以外の活動は年間を通して可能)
ただし、12月28日～1月4日は休館日になります。
- 設備 移動用テント7人用15張完備、オープンデッキ型カヌー30艇、ゴムボート13艇、竹組いかだ20組、温水シャワー完備。
- 立地 本館から徒歩60分(約4キロ)
- 利用にあたって
 - ① 海浜活動、野外炊飯、キャンプファイヤーなどの活動ができます。
 - ② 野外炊飯場は1つあります。
 - ③ 寝袋(シュラフ)、野外炊飯用具は自然の家で貸し出しできます。(野外用炊飯用具の貸出はレストランにて食材購入団体に限ります。)
 - ④ 野外炊飯メニュー、セット数の変更は利用当日の2日前(2日前が土日の場合は木曜日)の17時までにご連絡ください。
 - ⑤ 野外炊飯メニュー等は、P13をご覧ください。
 - ⑥ シャワーは、水辺活動終了後、使用できます。(男女とも7栓ずつ)
 - ⑦ 材料費等は、最終日までに本館のレストラン事務室で確認のうえお支払いください。(P10を参照)
 - ⑧ 新城海の家での朝のつどいは、6時30分からです。
- 注意事項
 - ① 冷め切っていないカマド用ブロックに水をかけないでください。(割れてしまいます。)
 - ② 残った灰は、消火を確かめてから灰置場に置いてください。
(炊飯場の排水口のゴミも処理してください。)
 - ③ 決められた場所以外では、火を燃やさないでください。
 - ④ テント内では、蚊取線香、ロウソク等の火器類は一切使用しないでください。
(虫除けには、虫除けスプレーが効果的です。)
 - ⑤ 花火等は決められた場所をお願いします。(打ち上げ花火は禁止です。)
 - ⑥ 万一、病人や負傷者が出た場合は、新城海の家管理棟の職員に連絡をしてください。
(職員が新城海の家管理棟に不在の場合は、無線又は電話で(Tel.46-2222)まで連絡してください。)
 - ⑦ 緊急連絡用の乗用車を必ず準備してください。
(医療機関への搬送は各団体で行ってください。)
 - ⑧ 持ち込みされたゴミについては、自然保護の立場から原則「持ち帰り」ください。
 - ⑨ 自然の家で処分できるゴミは、自然の家レストランで購入した物のみで、「透明のゴミ袋」に分別して、本館レストラン裏にあるゴミ置場に出してください。それ以外のゴミは「持ち帰り」ください。(P17を参照)
(海の家で退所となる場合は確実に職員に預けてください)
- 各団体、個人で準備するもの
 - 食器用洗剤(無リン系)、スポンジ、軍手、焚きつけ用新聞紙、マッチ、ふきん等、懐中電灯、ランタン、シャンプー、石けん、救急薬品、透明のゴミ袋(1枚50円)
 - ※太字の物は、レストラン売店でも販売しています。



海浜活動「カヌー体験」安全対策マニュアル

国立大隅青少年自然の家

1. 安全管理体制

(1) 指導者の質・配置・人数・役割分担

- ① 企画指導専門職の中から海浜活動に関する全般を掌握する責任者（以下「海浜活動責任者」という）を、所長が年度当初に決定する。海浜活動責任者は、原則として通年担当する。
- ② 当日の海浜活動に配置される自然の家職員（以下「現地スタッフ」という）の1名は、海浜管理棟2階において海浜活動エリア全体の活動状況を監視し、気象・海象の把握及びその情報提供を行う。また、必要に応じて現地責任者に活動実施の可否、中止等の判断を行うための情報を提供し、指示を受ける。活動を中止する場合は、無線及び放送、旗等を活用し、現地スタッフ及び団体引率者、参加者に一斉に伝える。
- ③ それぞれの活動指導はユニット制で行う。ユニットとは活動グループを分けた単位で、その1ユニットに対して、現地スタッフ3名（指導職員1名・指導補助員2名）を配置する。
- ④ 指導職員は、外部研修指導員及びボランティア以外の自然の家職員が担当し、陸上での導入指導及びカヌー使用による水上での指導を行う。
- ⑤ 指導補助員は、それぞれカヌー使用による水上指導の補助又は船外機付ゴムボート使用（以下「救助艇」という）による監視及び救助を行う。

(2) 引率者の配置・人数・役割分担

- ① 「カヌー体験」活動の1ユニットに対して団体引率者2名（緊急救助員1名・陸上監視員1名）を配置する。
- ② 緊急救助員は救助艇に乗り、緊急時の救助補助をする。陸上監視員は陸上からユニット全体を監視し、異常があれば現地責任者及び自然の家本館に連絡をする。

(3) 活動実施の体制

- ① 「カヌー体験」活動の1ユニットの最大数は10艇（最大30名）とし、同時に活動できるのは2ユニットまでとする。
- ② 原則として小学5年生以上を対象とするが、保護者又は責任の持てる引率者と組んで活動する場合はこの限りではない。
- ③ 現地責任者は活動内容や参加者の人数を確認し、現地スタッフ及び団体引率者の役割分担を決定する。
- ④ 活動時間は原則として10時30分～12時30分及び13時30分～15時30分とする。
- ⑤ 活動実施期間は5月1日～10月31日とする。

(4) 連絡体制

- ① 現地スタッフ全員と団体引率者（陸上監視員）は無線機を携帯し、お互いにコミュニケーションをとり、状況の変化に合わせ対応する。
- ② 現地責任者は現地の様子や活動の可否、現地スタッフの役割分担、無線機番号等を自然の家本館に連絡する。本館職員は、現地責任者からの連絡事項を、自然の家本館事務室内に掲示する。また、活動を変更したり中止したりする時も、現地責任者は自然の家本館へ連絡する。
- ③ 各ユニットの指導職員は、活動開始直前、活動中適宜、活動終了後速やかに本館へ連絡する。
- ④ 緊急時においては、現地スタッフは本館職員に連絡を取り、現状を報告するとともに指示を受ける。連絡を受けた本館職員は、次長に報告するとともに、その指示のもと外部諸関係機関へ連絡する。なお、緊急救助や救命処置が必要な場合は、現地責任者はすぐにその対応をするとともに、現地からも携帯電話等で直接外部諸関係機関へ連絡し、その後速やかに自然の家本館に報告する。

(5) 利用者：活動に必要な装備（個人装備・団体装備）

- ① 個人装備
 - ア. 濡れてもよい靴（スポーツサンダルは不可）
 - イ. 水着（帽子）
 - ウ. Tシャツ（できるだけ肌を露出しない方がよい）
 - エ. 日焼け止め
 - オ. 水筒
 - カ. タオル（バスタオル）
- ② 団体装備
 - ア. 救急用具（本館または海浜活動施設への移動時にも携帯する）
 - イ. 携帯電話機（バッテリーを確認しておく）

(6) 施設：活動に必要な用具や備品、計測器

- ① 用具や備品
 - ア. カヌー本体・パドル・ライフジャケット・(マリンシューズ)
 - イ. 無線機・防水ケース・ホイッスル・旗
 - ウ. 海浜活動記録簿
 - エ. 救助艇

- オ. 救命浮き輪・曳航ロープ・カイトナイフ・救命胴衣等
- カ. 救急用具及びAED（海浜管理棟及びカヌー艇庫）
- キ. 毛布・バスタオル

② 計測器類

- ア. 雷探知機（自然の家本館事務室）
- イ. 風速計・吹き流し・方位磁針・水温計・気温計
- ウ. 潮汐表

(7) 事前の準備及び装備の確認

- ① 現地責任者は自然の家本館において、天気予報・警報・注意報等を確認するとともに、活動プログラム及び利用者名簿をコピーし、無線機及び防水カバーを準備する。
- ② 現地責任者は活動内容や参加者の人数を確認し、現地スタッフ及び団体引率者の役割分担をする。
- ③ 現地責任者は海浜活動施設において、風速（風速計）・風向（吹き流し・方位磁針）・干満の時刻（潮汐表）・波高（目視）・水温（水温計）・気温（気温計）・天気予報・警報・注意報の有無等を「海浜活動開始前チェックリスト」をもとに確認し、「海浜活動記録簿」に記入するとともに、活動の可否を決定する。その際、団体代表者に気象・海象情報等の説明を行う。また、活動実施の有無の確認を得る。
- ④ 海浜活動記録簿には、上記②の現地情報以外に、ユニットごとの指導職員が活動内容別の団体名、参加者数、指導内容、特記事項（ヒヤリハット）等も記録し、全職員で共有するとともに、海浜活動期間終了後に集計、分析を行う。
- ⑤ 現地責任者は現地の様子や活動の可否、現地スタッフの役割分担等を自然の家本館に連絡する。
- ⑥ 現地スタッフは団体が到着する前に、必要な備品を準備するとともに、救助艇の装備品と起動の確認をする。
- ⑦ 現地スタッフは団体が到着する前及び出艇する直前に、カヌーで試漕する。

2. 活動の実施の可否基準

(1) 判断時期

- ① 海浜活動施設への移動開始時刻又は入所時刻の30分前（8時30分・12時00分）
- ② 活動開始30分前（10時00分・13時00分）なお、天候の悪化等が予想される時は、必要に応じて、適宜、気象・海象情報を入手し判断する。

(2) 判断者

- ① 現地スタッフの中から、責任者（以下「現地責任者」という）を次長が前日までに決定する。現地責任者は、現地スタッフの中の主任企画指導専門職・企画指導専門職・事業推進係長等がなり、当日の気象・海象情報等を入手し、実施の決定、中止の判断を最終的に行う。その際、気象・海象情報を団体代表者に説明する。

(3) 気象・海象情報の把握

- ① 現地責任者及び本館職員は、上記（1）①②のそれぞれの時点において気象・海象情報を入手する。
- ② 気象・海象情報は、目視やインターネット、テレビ、新聞、計測器類等を通じて入手する。
- ③ 天候の悪化が予想される時は、鹿児島地方気象台観測予報課に電話で連絡し、今後の情報を確認する。また、必要に応じて地元の漁協より海の情報を収集する。

鹿児島地方気象台観測予報課	099-250-9912
垂水市漁協	0994-32-1165
鹿屋市漁協	0994-46-3111

- ④ 本館職員も最新の気象・海象情報を把握して、無線で現地責任者に伝えられるようにする。
- ⑤ 入手した気象・海象情報や潮の干満に関する情報は、自然の家本館事務室内及び海浜活動施設管理棟（以下「海浜管理棟」とする）に掲示し、全職員で共有する。

(4) 実施の可否基準

- ① 活動前に下記ア～コに該当しない時に実施の決定をする。
 - ア. 水温20℃未満、視界1km以下のいずれかの時
 - イ. 消波ブロック内側で白波が見受けられる時又は消波ブロック沖合において波高1m以上の時
 - ウ. 大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報及び強風、波浪、高潮注意報が発令されている時
 - ※ 雷、大雨、濃霧注意報が発令されている時は、海浜活動に支障がないと思われる場合であっても気象台に問い合わせ、実施の可否に必要な情報を得た上で判断する。
 - エ. 気象庁が発表した「地域時系列予報（大隅地方）」において、活動時間帯（9～12時・12～15時）に「6～9m/s」以上の風予報が出ている時
 - ※ 上記以下の予報でも、現地（カヌー艇庫側堤防先）にて平均5m/s以上の風が確認された時
 - オ. 海上風警報が発令され、引き潮及び陸風がある時
 - カ. 自然の家本館にある雷探知機で雷の活動上昇が確認された時
 - キ. 局地的変則風がある時
 - ク. 台風の接近が予想される時
 - ケ. 当日の海域状況を確認し、不適切と判断した時
 - コ. 利用団体が活動予定時刻に30分以上遅れた時
- ② 活動中において下記ア～オに該当する場合は中止の決定をする。

- ア. 気象・海象が急変し、現地スタッフの活動実施が困難との申し出があった時
 - イ. 団体引率者が活動及び指導、監視に参加しない時
 - ウ. 団体引率者や利用者が現地スタッフの指示に従わない時
 - エ. 重大な怪我や病気が発生した時
 - オ. その他、現地スタッフの活動実施が困難との申し出があった時
 - ③ 活動前及び活動中にかかわらず、下記アイに該当する場合は、活動を中止とする。
 - ア. 団体代表者が活動の中止を申し入れた時
 - イ. その他、所長、次長又は海浜活動責任者が不適切と判断した時
- ※ 馬形川は鹿児島県土石流危険渓流に指定されていることに留意すること

(5) 実施の可否の決定

- ① 当日の責任者としての現地責任者は、現地の気象・海象情報（風速・風向・干満の時刻・波高・水温・気温・天気図・警報・注意報の有無等）を「海浜活動開始前チェックリスト」をもとに確認し「海浜活動記録簿」に記入するとともに、実施及び中止の判断基準に照らし合わせ、実施の決定・中止の最終判断を行う。その際、当該情報を団体代表者に説明し、団体代表者に活動実施の有無の確認を得る。判断の結果及び活動の有無は、自然の家本館に連絡する。

(6) 活動中止の連絡方法

- ① 現地スタッフは、活動中止が必要であると判断をした時は、現地責任者に申し出る。
- ② 現地責任者は、活動の継続又は中止を判断し、団体代表者及び本館職員に無線で連絡する。

(7) 実施の可否基準の改善

- ① 活動の実施及び中止の判断基準は、海浜活動期間の終了後、海浜活動責任者が海浜活動を担当した職員から意見を聴き、必要に応じて毎年見直していく。

3. 参加者の把握

(1) 参加者の人数・名簿

- ① 団体代表者は事前に利用者名簿を提出する。
- ② 現地責任者は利用者名簿のコピーを海浜活動施設に持参し、利用団体が現地に到着したら、活動に入る前に、名簿をもとに団体代表者と参加者数の確認をする。
- ③ 現地責任者は団体代表者との参加者数等の確認が終わったら、現地スタッフ全員及び自然の家本館へ連絡する。

(2) 参加者の健康状態等の把握

- ① 上記(1)②の時に、参加者の健康状態及び海に対する意識（水が怖い等）を把握する。また、導入指導時に参加者自身に確認する。
- ② 体調が悪い参加者には引率者がそばにつくことを確認する。また、必要に応じて自然の家本館に連絡をする。
- ③ 活動ユニットごとに、現地スタッフ（指導職員）と団体引率者（陸上監視員）は、活動開始直前及び活動中適宜、活動終了後に、参加者の人数及び健康状態等を確認し合う。

4. 安全指導

(1) 活動実施上の危険箇所・緊急避難方法の周知徹底

- ① 熱中症（熱痙攣・熱疲労・熱射病）
 - ア. 日陰の涼しい場所で横にし、衣類をゆるめて楽にする。
 - イ. 顔面が蒼白で脈が弱いときは下半身を高くする。
 - ウ. 水分補給をし、体を冷やす。
 - エ. 症状が重い場合は、できるだけ早く医療機関に搬送する。
- ② 低体温症
 - ア. 症状が軽い（体温が33℃以上）場合は、体の水分をよくふき取り、毛布等で暖めたり、40～42℃くらいの温水に入浴させたりして復温を図る。
 - イ. 症状が重い（体温が32℃以下）場合は、必要に応じて心肺蘇生法を行い、できるだけ早く医療機関に搬送する。
- ③ 波にさらわれる・沈（転覆）・落水・消波ブロックへの激突
 - ア. 救助が必要な時は、パドル又は片手で大きく頭上で左右に振ることで知らせる。
 - イ. 転覆し落水しても慌てずに、カヌー等の浮力体につかまって救助艇を待つ。
 - ウ. 消波ブロックの近くは急激に吸い込む力が働き、激突する恐れもあって危険なので絶対に近づかない。
- ④ 雷の接近
 - ア. 雷の接近を感じたらすぐに活動を停止し、カヌー艇庫内に避難する。
 - イ. 無線で自然の家本館に状況報告をし、今後の予想を確認する。
- ⑤ 危険な生物
 - ア. クラゲ・ゴンズイ・エイ・ウニ等の危険な生物をむやみに捕まえたり踏んだりしないようにする。
 - イ. もし刺された場合は応急処置をし、医療機関で受診する。
 - ・クラゲ等：アンモニア水を塗る。

・ゴンズイ、エイ、ウニ等：口で毒液を吸いだし洗浄する。お湯で暖めると痛みが和らぐ。

⑥ 地震による津波

- ア. 現地スタッフ及び引率者の合図により、急いで海岸に向かって進み、そのままカヌー艇庫内へ避難する。
- イ. 必要に応じて、海浜管理棟2階又は国道沿いのコンビニ駐車場等へ避難する。

(2) 危険な行為・物についての説明

① 危険な行為

- ア. 風がある日に沖に行ったり、活動エリア外に出たりしない。
- イ. ふざけて他のカヌーにぶついたり、わざと海に落ちたりしない。
- ウ. 消波ブロックに近づかない。
- エ. 活動中は絶対に単独行動をとらない。
- オ. 現地スタッフや引率者の指示を守る。

② 危険な用具等

- ア. ライフジャケット及びパドルは体格に応じたサイズを選ぶ。
- イ. カヌーの準備・運搬・片付けは、バディと力を合わせて行う。
- ウ. メガネ、コンタクトレンズの自己管理を徹底する。
- エ. パドルを他の人にぶつけないように注意する。特に、移動する時はパドルを立てて持つ。

(3) 用具の正しい使い方の説明

- ① カヌーに乗った状態を想定し、バディが縦になるように並ぶ。
- ② パドルの中心部を頭の上に乗せ、両肘が直角になるように持ち、右側のブレードが自分に向くように握る。
- ③ 右利き用：右手は固く、左手はたまごを持つように柔らかく握る。
- ④ 「後進」の時は両手とも固く握り、前進と逆の方向に漕ぐ。
- ⑤ 「左右に曲がる」場合は、進みたい方向の反対側だけを漕ぐ。
- ⑥ 「停止」するときには、左右のブレードを交互に水面に差し込む。
- ⑦ バディごとにつけ声をかけて操船の練習を行う。

(4) 活動を安全に行うための手順 ※別紙「海浜活動安全指導の流れ図」参照

① 活動場所及び用具の確認

- ア. 事前に気象・海象情報や風力・風向・満干時刻・波高・気温・水温等を確認し、導入指導で参加者にも伝える。なお、導入指導においては海の特性や気象・海象の変化等についても説明する。
- イ. カヌーを使って活動エリアを試漕し、「活動ができる風力か」「波の高さや潮の流れが活動に適しているか」等を確認する。
- ウ. 活動場所の様子を自然の家本館に伝える。
- エ. 活動に必要な用具等を確認する。
- オ. 消波ブロックと海岸の間に小型ブイを設置する。

② 人数確認・健康確認等

- ア. 活動参加者の人数を確認し、体格等を考慮して2名又は3名のバディを編成させるとともに、各自が使用するカヌーの番号を名簿に記録する。活動中は必ずバディで行動することを確認する。
- イ. 参加者の体調を確認し、体の不調がある人には無理をさせない。また、自己の体調管理に十分留意させる。
- ウ. 活動全体の流れを説明し、活動時間や活動中の注意点をしっかりと理解させる。

③ 活動準備

- ア. 活動に応じた服装（水着・Tシャツ・帽子等）に着替えて集合させる。
- イ. トイレ、水分補給をさせる。
- ウ. 水にぬれて困るようなものは持ち込ませない。

④ ライフジャケットの着用

- ア. ライフジャケットの必要性や特性を説明する。
- イ. 自分に合ったサイズを選ばせる。(少し小さめがよい)
- ウ. 股ひもはとても重要であることを理解させる。
- エ. 股ひもは痛くない程度に締めさせる。
- オ. バディ同士でお互いに正しく着用できているか確認させる。
- カ. 海浜管理棟に戻るまでは絶対に脱がないように念を押す。
- キ. 現地スタッフ及び団体引率者は、指導者用ライフジャケットを着用する。

⑤ 準備体操

- ア. ストレッチや体を動かして体をほぐす。
- イ. 特に首、手首、足首を念入りに行う。

⑥ アイスブレイキング

- ア. ライフジャケットを着用し、海の中で浮く体験させることで、落水した時の恐怖心を取り除く。
- イ. 濡れたライフジャケットのゆるみを締めさせる。

⑦ カヌーの操船説明及び練習

- ア. ドレンブラグとハッチカバーを閉めさせる。

- イ. カヌーに乗った状態を想定し、パディごとに縦に並ばせ、パドルの持ち方、漕ぎ方等の説明をする。
- ウ. パディごとにかげ声をかけて操船の練習を行わせる。

⑧ カヌー出艇

- ア. 出艇する直前にも指導者がカヌーで試漕するとともに、漕ぎ方等の見本を見せる。
- イ. 監視艇が沖に待機していることを確認してから出艇させる。
- ウ. カヌーを完全に水に浮かせてから乗るようにする。
- エ. 後方の人がカヌーを支え、前方の人を先に乗船させる。前方の人が乗ったら砂地にパドルをさし、カヌーが動かないように支えさせる。
- オ. その後、後方の人がカヌーを押しながら乗り込み出艇させる。(3人の場合は前→中→後の順に乗船する。)
- カ. カヌーは風の影響を受けやすいため、天候等を確認しながら活動させる。
- キ. 沈(転覆)を体験させる。(船体の起こし方、沈した時に船体から離れない等)
- ク. 救助が必要な時は、パドル又は片手で大きく頭上で左右に振ることで知らせることを説明する。また、緊急時のホイッスルや旗による合図についても理解させる。
- ケ. 適宜水分補給を心がけ、熱中症等には適切に対応する。

⑨ カヌー着艇

- ア. 砂浜に着いたら前方の人が先に下船し、カヌーを支える。(3人の場合は前→中→後の順に下船する。)
- イ. 降りる時の足場や波等に気をつけるように声をかける。
- ウ. カヌーが海岸と平行になった場合は、沖側に降りるように指示をする。
- エ. 潮の干満に応じて、波が届かない所までカヌーを移動させる。

(5) 活動資料の活用

- ① 事前打合せの時に「活動の手引き(カヌー体験)」を渡して、海浜活動における心構え等を説明する。
- ② 「本館から海浜活動施設までの地図」を渡して、海浜活動施設までの道のりを事前に見下させる。

5. 事前の安全管理(「海浜活動」共通事項)

(1) 事前調査

- ① 企画指導専門職は、事前打ち合わせにおいて海浜活動における心構えを救助ビデオ等を利用して団体引率者に十分理解させ、指導方法や役割分担等についてきちんと打ち合わせをしておく。
- ② 企画事業等については、開催時期の1ヶ月前までに現地踏査を終了し、ルートや滞在場所の安全面を重点的に確認する。現地踏査の内容は報告書にまとめ、関係職員と確認するとともに連絡会議で報告する。
- ③ 月2回設定している「施設整備の日」において、各施設を計画的に点検するとともに、不具合等があれば、その場で対応する。すぐに対応できないものであれば、自然の家本館事務室内のホワイトボードに記入し、全職員に周知する。
- ④ 毎月の調整プログラム担当者は、海浜活動を実施する当日の団体や人数、活動内容、時間等が確定したら(活動日の約2週間前)、喜入海上保安署及び垂水市消防本部、鹿屋警察署に文書で報告する。

(2) 職員の研修・訓練

- ① 海浜活動指導法の講習会を企画指導専門職等が受講するとともに、その講習内容を海浜活動を担当する職員に伝達・指導する。
- ② 経験のある職員(指導者)のもと、指導補助として3回以上指導の経験をしなければ、利用者に直接指導することはできない。
- ③ 職員が直接指導を行う海浜活動(カヌー・ゴムボート・いかだ)の指導法については、新任職員赴任直後(4月及び7月)に、新任職員及び希望者を対象にした研修会を実施する。
- ④ 新任職員を対象にした救急救命法については、赴任直後に消防署で開催される講習会を受講する。また、全職員を対象にした研修を実施する。
- ⑤ 全職員を対象に、事故を想定した「水難救助法講習」を、海浜活動開始前に外部講師を招聘して実施する。
- ⑥ 日本赤十字社等が実施する「水上安全法救助員養成講習」や国立青少年教育振興機構が実施する「安全研修会」を関係職員が受講し、受講内容を海浜活動を担当する職員に伝達する。
- ⑦ 海上保安庁の指導による海上事故を想定した訓練を、全職員を対象に海浜活動開始前に実施する。
- ⑧ 波や風、雲の動き等の自然現象の変化を把握する講習を実施する。

(3) マニュアルの整備

- ① 各活動プログラムごとの安全対策マニュアルについて、それぞれの職員が気づいたことを海浜活動責任者に随時報告する。
- ② 海浜活動責任者は改善案を作成するとともに、その結果を全職員に回覧報告するなどし、共通理解を図る。
- ③ 企画指導専門職は、事前打ち合わせの場において、団体引率者に活動別の安全対策マニュアル(活動の手引き)を提示し、その実践を徹底するよう説明する。
- ④ 入所手続きの場において、活動別の安全対策マニュアルの再確認をし、その実践を徹底するよう念を押す。

(4) その他

- ① 海浜活動関係備品全般については、海浜活動期間開始前（4月）及び7月末に一斉点検をする。また、海浜活動期間終了後（11月）に点検・補充をし、その内容を「海浜活動用具等点検簿」に記載する。
- ② 船外機船のエンジンは月1回始動させるとともに、装備品の確認・補充をする。また、AEDのパッドやバッテリーの有効期限を確認し、半年ごとに点検をする。風速計については、電池切れ等を常時確認する。
- ③ 海浜活動期間開始前（4月）に活動エリア（岸から約250m・幅約350m）を示す灯浮標を設置する。灯浮標は海浜活動期間終了後（11月）に撤去する。

6. 緊急対応措置（「海浜活動」共通事項） ※別紙「海浜活動緊急時の対応図」参照

(1) 人命救助活動

- ① 事故が発生した時は、そのユニットの指導職員は現地責任者に報告する。現地責任者は活動を継続するかどうかを判断し、他の現地スタッフ及び団体引率者に指示する。
- ② 重大な事故が発生した場合は、速やかに活動を中止し、初期対応に当たる。
- ③ 現地責任者は本館職員と無線や電話で連絡を取り、現状を報告するとともに指示を受ける。また、事故の状況に応じて、本館職員は現場に駆けつける。
- ④ 連絡を受けた本館職員は次長に報告するとともに、その指示のもと外部諸関係機関へ連絡する。
- ⑤ 緊急救助や救命処置が必要な場合は、現地責任者はすぐにその対応をするとともに、現地からも携帯電話等で直接外部諸関係機関へ連絡し、その後速やかに自然の家本館に報告する。
- ⑥ 外部諸関係機関連絡先

海上保安庁（第十管区）	118：099-250-9800
喜入海上保安署	0993-45-0125
垂水市消防本部	119：0994-32-1019
鹿屋警察署	110：0994-44-0110
鹿屋警察署垂水幹部派出所	0994-32-1131

(2) 二重事故防止

- ① 二重事故を防止するために、無線の使い方や話し方を統一し、安全対策マニュアルに沿った訓練を随時行う。
- ② 全職員が一斉に初期対応に当たらないように、他の参加者の安全を確保することがスムーズにできるような訓練を積み重ねる。
- ③ 海浜活動がある日は、本館職員においても海浜活動に対する役割分担も明確にしておく。また、応援に駆けつけた本館職員は、救護や安全確保を中心に行う。

(3) 正確な情報把握と記録

- ① 本館職員は、当日の海浜活動参加者名簿を自然の家本館事務室内に掲示しておく。
- ② 海浜活動施設から緊急連絡を受けた本館職員は、「だれが、どこで、どのような状態なのか」を正確に聞き取り、落ち着いて内容を分析し、まわりの職員と相談しながら適切なアドバイスをする。
- ③ 無線や電話で対応している職員とは別の職員が、応答内容や時刻を記録していく。

(4) 緊急時の対応（救急法、蘇生法）

- ① 全職員が救急法・蘇生法を行えるように、赴任直後及びその後実施する「救急救命研修」に参加する。
- ② AEDを自然の家本館保健室及び海浜活動施設（海浜管理棟・カヌー艇庫）に設置するとともに、他の用具についても、どこに何があるかを明記したリストを作成し、使用法を周知徹底する。

(5) 所長・次長への連絡

- ① 現地から緊急連絡を受けた本館職員は、次長に報告するとともに、その指示のもと外部諸関係機関へ連絡する。次長は所長へ連絡する。
- ② 所長及び次長は、事故発生状況を把握し、必要に応じて事故対策本部を立ち上げ、利用団体及び外部諸関係機関との対応を行う。

(6) 外部諸関係機関（警察、消防、海保）連絡及び出動要請

- ① 現地から事故発生連絡を受けた本館職員は、次長に報告するとともに、その指示のもと外部諸関係機関へ連絡する。
- ② 現地責任者は、緊急救助や救命措置が必要と判断した時には、直接、各外部諸関係機関に連絡するとともに、自然の家本館へも連絡する。
- ③ 本館職員が団体引率者から外部諸関係機関への救助要請の連絡を受けた時は、現場の状況が十分把握できていない時でも、まずは各機関へ第一報を連絡する。
- ④ 上記③の連絡を受けた本館職員は、すぐに現地スタッフに無線を入れ、その確認状況を第二報として各外部諸関係機関へ連絡する。
- ⑤ 第三者（近所の住民等）から事故発生及び救助要請の連絡があり、現地スタッフ又は団体引率者と連絡が取れない場合は、状況をよく聴き取った上で、外部諸関係機関へ連絡をする。

海浜活動記録簿【 月 日 () 】

活動時間	() 10:30~12:30	() 13:30~15:30
現地スタッフ	現地責任者 () 指導職員 () () 指導補助員 () ()	() ()
干満の時刻	満潮 (/)	干潮 (/)
天気		

団体名		活動内容及び使用艇数	() 艇
利用者数	活動参加者数 (人)	見学者数 (人)	合計 (人)
担当者	指導職員 ()	指導補助員 ()	()
指導内容			
特記事項 (ヒヤリハット)			

団体名		活動内容及び使用艇数	() 艇
利用者数	活動参加者数 (人)	見学者数 (人)	合計 (人)
担当者	指導職員 ()	指導補助員 ()	()
指導内容			
特記事項 (ヒヤリハット)			

団 体 名		活動内容及び使用艇数	() 艇
利 用 者 数	活動参加者数 (人)	見学者数 (人)	合計 (人)
担 当 者	指導職員 ()	指導補助員 ()	()
指 導 内 容			
特 記 事 項 (ヒヤリハット)			

管理棟監視者 () 特 記 事 項			
---------------------------------	--	--	--

【海浜活動開始前チェックリスト： 月 日（ ）午前・午後】

活動前に下記①～⑩の条件に該当しない時に実施の決定をする。

- ① 水温20℃未満，視界1 km以下のいずれかの時
- ② 消波ブロック内側で白波が見受けられる時又は消波ブロック沖合において波高1 m以上の時
- ③ 大雨，洪水，暴風，波浪，高潮警報及び強風，波浪，高潮注意報が発令されている時
※ 雷，大雨，濃霧注意報が発令されている時は，海浜活動に支障がないと思われる場合であっても气象台に問い合わせ，実施の可否に必要な情報を得た上で判断する。
- ④ 気象庁が発表した「地域時系列予報（大隅地方）」において，活動時間帯（9～12時・12～15時）に「6～9m/s」以上の風予報が出ている時
※ 上記以下の予報でも，現地（カヌー艇庫側堤防先）にて平均5m/s以上の風が確認された時
- ⑤ 海上風警報が発令され，引き潮及び陸風がある時
- ⑥ 自然の家本館にある雷探知機で雷の活動上昇が確認された時
- ⑦ 局地的変則風がある時
- ⑧ 台風の接近が予想される時
- ⑨ 当日，海域状況を確認し，不適切と判断した時
- ⑩ 利用団体が活動予定時刻に30分以上遅れた時

番	内 容	移動開始時刻または入所時刻の30分前		活動開始30分前	
	測定結果	風 力 (m/s)		風 力 (m/s)	
		風 向 ()		風 向 ()	
		水 温 (°C)		水 温 (°C)	
		気 温 (°C)		気 温 (°C)	
①	水 温	<input type="checkbox"/> 20℃以上	<input type="checkbox"/> 20℃未満	<input type="checkbox"/> 20℃以上	<input type="checkbox"/> 20℃未満
	視 界	<input type="checkbox"/> 1 kmを超える	<input type="checkbox"/> 1 km以下	<input type="checkbox"/> 1 kmを超える	<input type="checkbox"/> 1 km以下
②	波 高	<input type="checkbox"/> 白波なし	<input type="checkbox"/> 白波あり	<input type="checkbox"/> 白波なし	<input type="checkbox"/> 白波あり
③	警 報	<input type="checkbox"/> 警報なし	<input type="checkbox"/> 警報あり	<input type="checkbox"/> 警報なし	<input type="checkbox"/> 警報あり
	注 意 報	<input type="checkbox"/> 注意報なし	<input type="checkbox"/> 注意報あり	<input type="checkbox"/> 注意報なし	<input type="checkbox"/> 注意報あり
	気 象 台	<input type="checkbox"/> 活動可	<input type="checkbox"/> 活動否	<input type="checkbox"/> 活動可	<input type="checkbox"/> 活動否
④	風 予 報	<input type="checkbox"/> 3～5m/s以下	<input type="checkbox"/> 6～9m/s以上	<input type="checkbox"/> 3～5m/s以下	<input type="checkbox"/> 6～9m/s以上
	風 実 測	<input type="checkbox"/> 5m/s未満	<input type="checkbox"/> 5m/s以上	<input type="checkbox"/> 5m/s未満	<input type="checkbox"/> 5m/s以上
⑤	海 上 風	<input type="checkbox"/> 海上風警報なし	<input type="checkbox"/> 海上風警報あり	<input type="checkbox"/> 海上風警報なし	<input type="checkbox"/> 海上風警報あり
	引 き 潮	<input type="checkbox"/> 引き潮なし	<input type="checkbox"/> 引き潮あり	<input type="checkbox"/> 引き潮なし	<input type="checkbox"/> 引き潮あり
	陸 風	<input type="checkbox"/> 陸風なし	<input type="checkbox"/> 陸風あり	<input type="checkbox"/> 陸風なし	<input type="checkbox"/> 陸風あり
⑥	雷探知機	<input type="checkbox"/> 上昇確認なし	<input type="checkbox"/> 上昇確認あり	<input type="checkbox"/> 上昇確認なし	<input type="checkbox"/> 上昇確認あり
⑦	変 則 風	<input type="checkbox"/> 局地的変則風なし	<input type="checkbox"/> 局地的変則風あり	<input type="checkbox"/> 局地的変則風なし	<input type="checkbox"/> 局地的変則風あり
⑧	台風接近	<input type="checkbox"/> 台風接近なし	<input type="checkbox"/> 台風接近あり	<input type="checkbox"/> 台風接近なし	<input type="checkbox"/> 台風接近あり
⑨	海域状況	<input type="checkbox"/> 海域状況適切	<input type="checkbox"/> 海域状況不適切	<input type="checkbox"/> 海域状況適切	<input type="checkbox"/> 海域状況不適切
⑩	予定時刻	<input type="checkbox"/> 30分未満	<input type="checkbox"/> 30分以上	<input type="checkbox"/> 30分未満	<input type="checkbox"/> 30分以上

海浜活動用具等点検簿

物品番号 1

物品名: ゴムボート本体(灰色)「おおすすめ2号」

点検日	点検者氏名	数量	点検状況 (該当□にレ印でチェック※)		管理担当者 処理欄		管理担当者 処理日						
			外観全般	底板	空気弁	ドレンキャップ	確認	復旧手配済	復旧完了	H . .	H . .	H . .	H . .
活動期間 開始前 4月 日		1艇	外観全般	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
				<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .							
			底板	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
				<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .							
			空気弁	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
				<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .							
			ドレンキャップ	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
				<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .							
			活動期間中 7月 日		1艇	外観全般	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .
							<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .				
						底板	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .
							<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .				
空気弁	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認				<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
	<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認				<input type="checkbox"/> H . .							
ドレンキャップ	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認				<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
	<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認				<input type="checkbox"/> H . .							
活動期間 終了後 11月 日		1艇				外観全般	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .
							<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .				
						底板	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .
							<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .				
			空気弁	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
				<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .							
			ドレンキャップ	<input type="checkbox"/> 異常無し	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧手配済	<input type="checkbox"/> H . .	<input type="checkbox"/> 復旧完了	<input type="checkbox"/> H . .			
				<input type="checkbox"/> 異常有り (内容:)	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> H . .							

※「点検状況」について

「異常無し」…良好(使用することに支障がない)

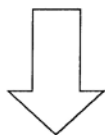
「異常有り」…異常の状態を具体的に記入すること。

(注意)異常を認めた場合、必ず事業推進係物品管理担当者へ連絡すること。

【海浜活動 安全指導の流れ図】

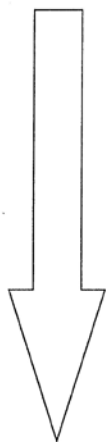
国立大隅青少年自然の家

本館出発前



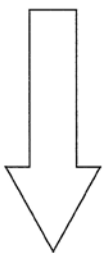
- 現地責任者の決定（前日までに）
- 気象・海象情報の入手と掲示
- 鹿児島地方気象台，漁協からの情報入手
- 用具の準備（無線機等）
- 活動プログラム，参加者名簿のコピー

海浜施設到着



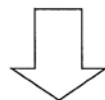
- 現地での気象・海象情報の再確認（水温，風速を含む）
- チェックリスト（海浜活動記録簿）への記入
- カヌーによる試漕
- 活動実施・中止の判断及び団体代表者への気象・海象情報等の説明
- 現地スタッフの役割分担の決定
- 本館への連絡（海の様子，実施・中止の有無等）
- 活動用具の準備と確認
- 小型ブイの設置
- ボイラー点火

導入指導



- 安全な活動のための説明
- 参加者の人員，体調，意識等の確認
- ライフジャケットの着用
- 準備運動
- アイスブレイキング
- パドル，オールの使い方
- 緊急時の合図
- 活動エリアの確認

水上指導



- 救助艇の確認
- 出艇，着艇の仕方
- 前進，後進，曲がり方
- 沈，沈起こし体験

後片づけ

- カヌー等を運搬する際の注意
- 船体，オール，パドル等の洗浄
- ライフジャケット等の塩抜き

<気象情報確認先>

鹿児島地方気象台	099-250-9912
垂水市漁協	0994-32-1165
鹿屋市漁協	0994-46-3111

<中止基準（活動前の判断）>

- ① 水温20℃未満，視界1km以下のいずれかの時
- ② 消波ブロックの内側で白波が見受けられる時
又は消波ブロック沖合において波高1m以上の時
- ③ 大雨，洪水，暴風，波浪，高潮警報及び強風，波浪，高潮注意報が発令されている時
※雷，大雨，濃霧注意報が発令されている時は，海浜活動に支障がないと思われる場合であっても気象台に問い合わせ，実施の可否に必要な情報を得た上で判断する。
- ④ 気象庁が発表した「地域時系列予報（大隅地方）」において，活動時間帯（9～12時・12～15時）に「6～9m/s」以上の風予報が出ている時
※上記以下の予報でも，現地（カヌー艇庫側堤防先）にて平均5m/s以上の風が確認された時
- ⑤ 海上風警報が発令され，引き潮及び陸風がある時
- ⑥ 自然の家本館にある雷探知機で雷の活動上昇が確認された時
- ⑦ 局地的変則風がある時
- ⑧ 台風の影響が予想される時
- ⑨ 当日，海域状況を確認し，不適切と判断した時
- ⑩ 利用団体が活動予定時刻に30分以上遅れた時

<中止基準（活動中の判断）>

- ① 気象，海象が急変し，現地スタッフの活動実施が困難との申し出があった時
- ② 団体引率者が活動及び指導，監視に参加しない時
- ③ 団体引率者や利用者が現地スタッフの指示に従わない時
- ④ 重大な怪我や病気が発生した時
- ⑤ その他，現地スタッフの活動実施が困難との申し出があった時

<中止基準（その他）>

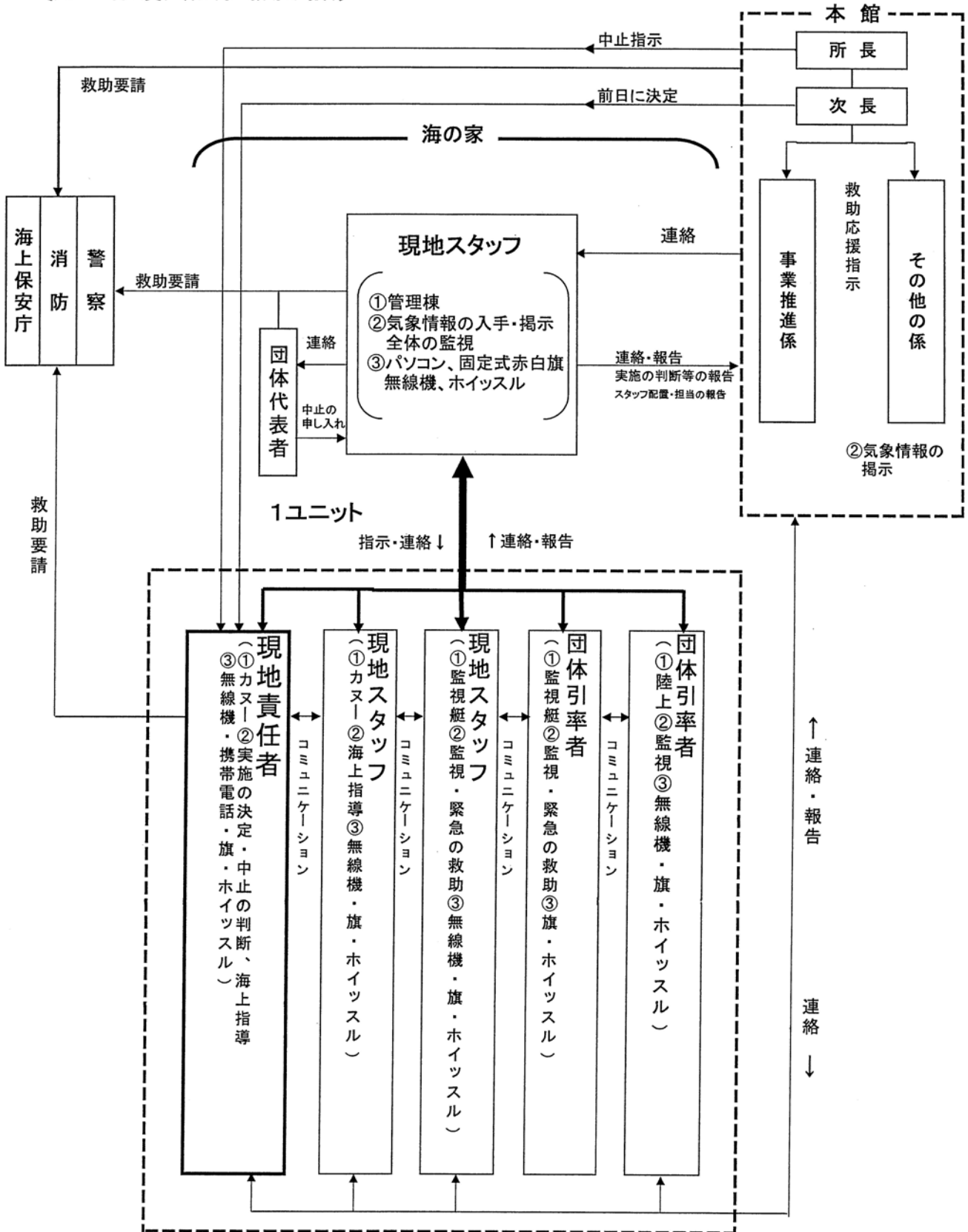
- ① 団体代表者が活動の中止を申し入れた時
- ② その他，所長，次長又は海浜活動責任者が不適切と判断した時

<出艇時の注意事項（重要事項）>

- ① 出艇する直前にも必ずカヌーで試漕する。
- ② 監視艇が沖にいることを必ず確認してから出艇させる。
- ③ 適宜水分補給をするように念を押す。
- ④ 救助が必要な時は，パドルやオール又は片手で大きく左右に振ることで知らせることや，ホイッスルや旗による合図について説明する。

海浜活動連絡等系統図

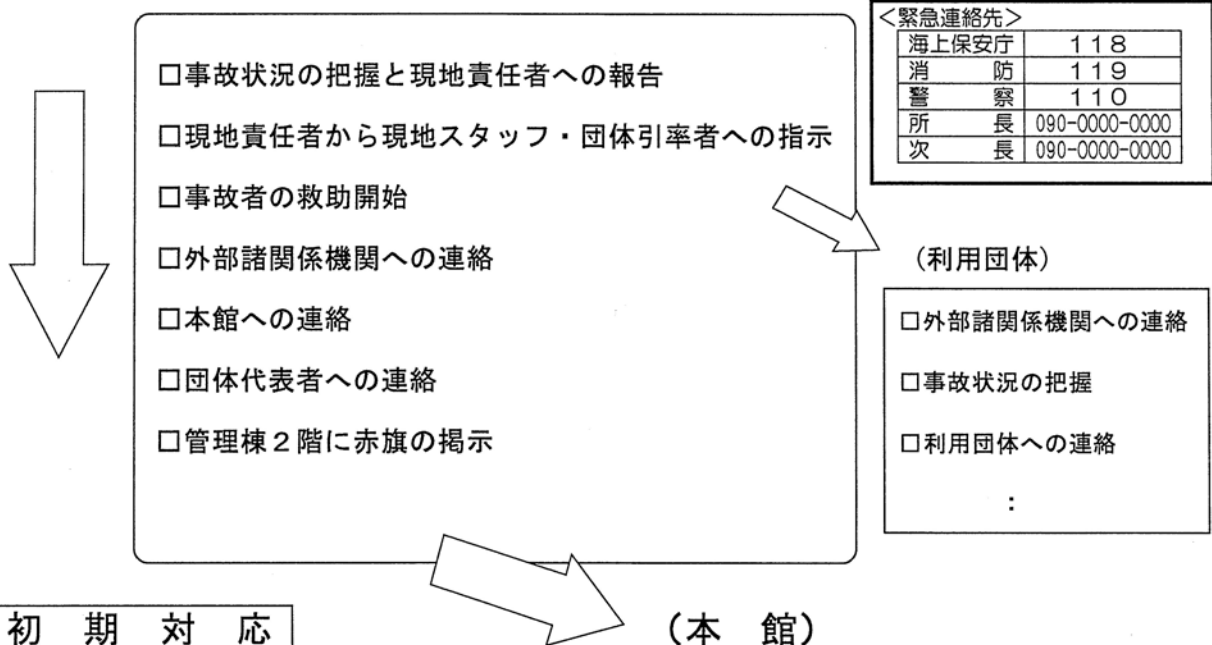
[カヌー・現地責任者が海上指導の場合]



(注)①は配置場所、②は役割、③は携帯物品等を示す。

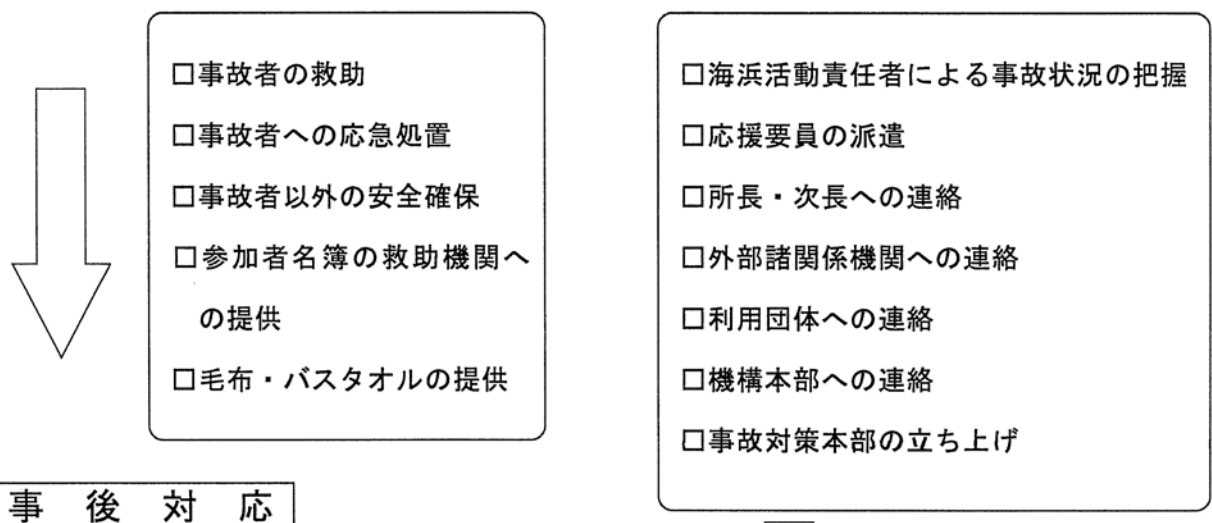
【海浜活動緊急時の対応図】

事故発生

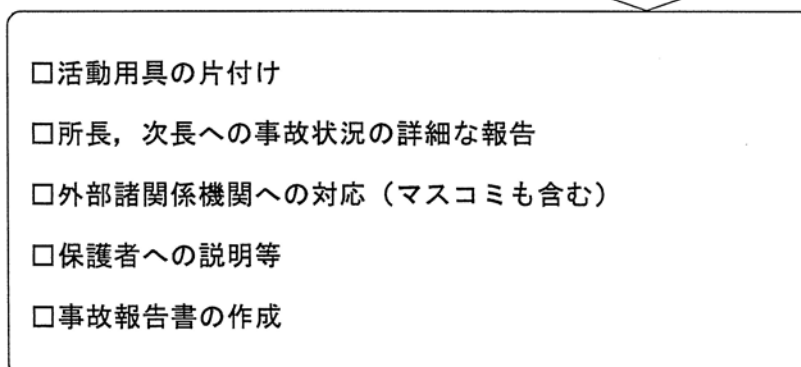


初期対応

(本館)



事後対応



緊急連絡先等一覧

I 緊急事態発生時

海上保安庁	第十管区	118	099-250-9800
	喜入海上保安署		0993-45-0125
消 防	大隅肝属地区消防組合	119	43-1188
	垂水市消防本部		42-1019
警 察	鹿屋警察署	110	44-0110
	鹿屋警察署垂水幹部派出所		32-1131
所 長		090-0000-0000	
次 長		090-0000-0000	
事業支援室長（兼総務係長）		090-0000-0000	

II 気象情報等

天気予報		177
鹿児島地方気象台(観測予報課)		099-250-9912
漁 協	垂水市漁業協同組合	32-1165
	鹿屋市漁業協同組合	46-3111
防災情報提供センター		http://www.bosaijoho.go.jp/map.html
鹿児島県危機管理防災課		099-286-2268

III 船舶情報

大隅交通ネットワーク(垂水港)	32-0001
桜島フェリー(桜島港)	099-293-2525

IV 病気対応

救急車要請	119
※当番医一覧のとおり	
小倉記念病院	44-7171
大隅鹿屋病院	40-1111
垂水中央病院	32-5211

国立大隅青少年自然の家海浜活動事故防止協議会規定

平成 21 年 6 月 15 日
所 長 裁 定

(設置)

第 1 条 平成 21 年 5 月 27 日に発生した海浜活動に係る経緯を詳細に検証し、その原因究明及び改善策等を検討するため海浜活動事故防止協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 平成 21 年 5 月 27 日に発生した海浜活動事故の事実関係について
- (2) 海浜活動事故の原因及び改善策について
- (3) 海浜活動安全対策マニュアルの策定について
- (4) その他

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、海浜活動の再開をもって終了する。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者から意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、事業支援室総務係において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規定は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

国立大隅青少年自然の家海浜活動事故防止協議会委員名簿

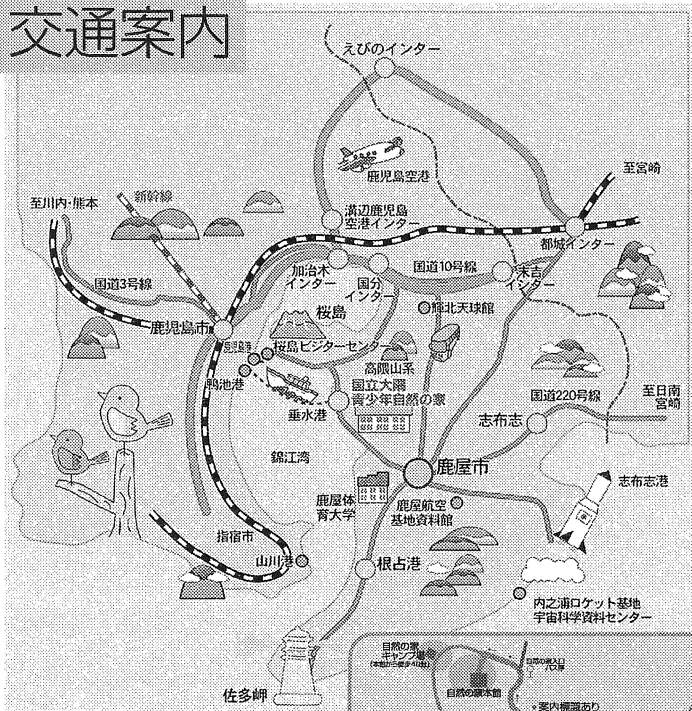
	三輪 善英	鹿児島県教育委員会義務教育課長
	原之園 政治	鹿児島県教育委員会社会教育課長
議長	上田 聡	鹿児島県教育委員会大隅教育事務所指導課長
	木佐貫 祥一	鹿屋市教育委員会学校教育課長
	松下 雅雄	鹿屋体育大学副学長
	杉山 勝法	鹿児島県PTA連合会副会長
	西胤 正弘	北九州市立玄海青年の家副所長 (JSCA 日本セーフティカヌーイング協会会長)
	古殿 和博	鹿児島海上保安部次長
	岩屋 幹夫	喜入海上保安署長
	上原 弘	鹿屋警察署地域課長
	宮迫 義秀	垂水市消防本部次長
	川畑 興治	垂水市漁業協同組合代表理事組合長

(以上12名)

団体からの意見提出

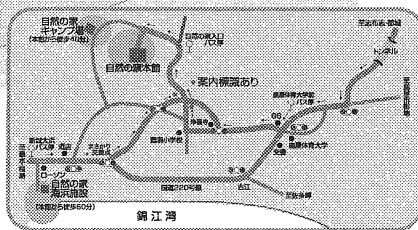
○鹿屋市カヌー協会

交通案内



●鹿兒島空港より
鹿屋バス行き乗車(1時間40分)
鹿屋バス停で垂水行きに乗り換えて
体大前バス停で下車、タクシーにて(約10分)

●垂水港より
鹿屋バス行きに乗車(40分)
体大前バス停で下車、タクシーにて(約10分)



距離と所要時間

目的地	距離	所要時間
鹿兒島	31km	(1:30)
串木野	70km	(2:20)
薩摩川内	82km	(2:40)
大口	127km	(3:10)
出水	137km	(3:20)
水俣	142km	(3:30)
人吉	150km	(3:40)
垂水	23km	(0:30)
鹿屋	13km	(0:20)
佐多	82km	(2:00)
内之浦	55km	(1:20)
日南	80km	(2:00)
都城	66km	(1:40)
小林	103km	(2:30)
宮崎	128km	(3:10)
鹿兒島空港	74km	(1:30)

14・5km/35分
利用
車速100km/h
北緯31度25分27秒

海浜活動事故調査報告書
 平成 21 年 8 月 31 日
 独立行政法人国立青少年教育振興機構
 国立大隅青少年自然の家
 〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩
 (TEL) 0994-46-2222
 (FAX) 0994-46-2540
 (メール) osumi@niye.go.jp